

Ⅲ 行政・財政

(1) 市町長、副市町長及び議長名簿

令和6年5月7日現在

番号	市 町 名	市 町 長				副 市 町 長				議 長			
		氏 名	ふりがな	期目	任 期	氏 名	ふりがな	期目	任 期	氏 名	ふりがな	選任回数	任 期
1	佐 賀 市	坂 井 英 隆	さかい ひでたか	1	R7.10.22	池 田 一 善	いけだ かずよし	1	R8.3.31	山 口 弘 展	やまぐち ひろのぶ	1	R7.10.22
						鈴 木 宏 一 郎	すずき こういちろう	1	R9.3.31				
2	唐 津 市	峰 達 郎	みね たつろう	2	R7.2.5	脇 山 秀 明	わきやま ひであき	1	R7.3.31	笹 山 茂 成	ささやま しげなり	1	R7.2.5
						脇 山 行 人	わきやま ゆきと	1	R7.6.30				
3	鳥 栖 市	向 門 慶 人	むかいかど よしひと	1	R9.3.14	大 久 保 哲 郎	おおくぼ てつろう	1	R9.3.31	松 隈 清 之	まつくま きよゆき	2	R7.11.29
4	多 久 市	横 尾 俊 彦	よこお としひこ	7	R7.9.16	荒 瀬 弘 之	あらせ ひろゆき	2	R8.6.28	野 北 悟	のきた さとる	2	R9.4.29
5	伊 万 里 市	深 浦 弘 信	ふかうら ひろのぶ	2	R8.4.26	桑 本 成 司	くわもと じょうじ	1	R8.5.21	中 山 光 義	なかやま みつよし	1	R9.4.29
6	武 雄 市	小 松 政	こまつ ただし	3	R9.1.10	北 川 政 次	きたがわ まさじ	2	R7.3.31	吉 川 里 己	よしかわ さとみ	2	R8.4.15
7	鹿 島 市	松 尾 勝 利	まつお かつとし	1	R8.5.11	鳥 飼 広 敬	とりかい ひろたか	1	R9.3.31	徳 村 博 紀	とくむら ひろき	1	R9.4.28
8	小 城 市	江 里 口 秀 次	えりぐち しゅうじ	7	R7.4.9	古 沢 博 文	ふるさわ ひろふみ	1	R9.3.31	中 島 正 之	なかしま まさゆき	7	R8.2.28
9	嬉 野 市	村 上 大 祐	むらかみ だいすけ	2	R8.2.4	早 瀬 宏 範	はやせ ひろのり	1	R8.3.31	辻 浩 一	つじ こういち	1	R8.2.4
10	神 埼 市	實 松 尊 徳	さねまつ たかのり	1	R10.4.27					野 副 芳 昭	のぞえ よしあき	1	R8.4.22
11	吉 野 ヶ 里 町	伊 東 健 吾	いとう けんご	2	R8.4.15	中 島 武 子	なかしま たけこ	2	R10.3.31	馬 場 茂	ばば しげる	1	R8.4.15
12	基 山 町	松 田 一 也	まつだ かずや	3	R10.2.19	熊 本 弘 樹	くまもと ひろき	1	R10.3.31	重 松 一 徳	しげまつ かずのり	2	R9.4.26
13	上 峰 町	武 廣 勇 平	たけひろ ゆうへい	4	R7.3.21	戸 高 大 輔	とどか だいすけ	1	R10.5.1	大 川 隆 城	おおかわ りゅうじょう	5	R9.1.20
14	み や き 町	岡 毅	おか つよし	1	R7.4.9	古 川 修 一	ふるかわ しゅういち	1	R10.3.31	平 野 達 矢	ひらの たつや	2	R8.2.28
15	玄 海 町	脇 山 伸 太 郎	わきやま しんたろう	2	R8.8.8	西 立 也	にし たつや	2	R9.3.31	上 田 利 治	うえだ としはる	3	R7.9.29
16	有 田 町	松 尾 佳 昭	まつお よしあき	2	R8.4.15	福 田 政 美	ふくだ まさみ	2	R8.5.31	今 泉 藤 一 郎	いまいずみ とういちろう	1	R8.4.15
17	大 町 町	水 川 一 哉	みずかわ かずや	3	R9.4.30	内 田 学	うちだ まなぶ	1	R7.11.9	諸 石 重 信	もろいし しげのぶ	1	R9.4.30
18	江 北 町	山 田 恭 輔	やまだ きょうすけ	3	R10.2.29	山 下 宗 人	やました むねと	1	R10.3.31	井 上 敏 文	いのうえ としふみ	1	R9.4.30
19	白 石 町	田 島 健 一	たじま けんいち	3	R7.2.5	百 武 和 義	ひやくたけ かずよし	3	R9.3.31	片 渕 栄 二 郎	かたふち えいじろう	2	R7.2.5
20	太 良 町	永 淵 孝 幸	ながふち たかゆき	2	R9.2.17	毎 原 哲 也	まいはら てつや	2	R9.3.31	江 口 孝 二	えぐち こうじ	3	R9.8.10

※ 市町長・副市町長の『期目』及び議長職の『選任回数』は、合併市町においては合併前からの通算である。なお、議長職の『選任回数』については、議長としての選任回数である。

(2) 首長及び議員の任期満了日と議員定数の状況

令和6年5月7日現在

区分 市町名	首 長					議 員					議員定数
	R6年	7年	8年	9年	10年	R6年	7年	8年	9年	10年	
佐 賀 市		10.22					10.22				36
唐 津 市		2.5					2.5				28
鳥 栖 市				3.14			11.29				22
多 久 市		9.16							4.29		15
伊 万 里 市			4.26						4.29		21
武 雄 市				1.10				4.15			20
鹿 島 市			5.11						4.29		16
小 城 市		4.9						2.28			20
嬉 野 市			2.4					2.4			16
神 埼 市					4.27			4.22			18
吉野ヶ里町			4.15					4.15			12
基 山 町	2.19				2.19				4.26		13
上 峰 町		3.21							1.20		10
みやき町		4.9						2.28			16
玄 海 町			8.8				9.29				10
有 田 町			4.15					4.15			16
大 町 町				4.30					4.30		8
江 北 町	2.29				2.29				4.30		10
白 石 町		2.5					2.5				16
太 良 町				2.17					8.10		11
市 計	0	4	3	2	1	0	3	4	3	0	212
町 計	2	3	3	2	2	0	2	3	5	0	122
合 計	2	7	6	4	3	0	5	7	8	0	334

(3) 佐賀県市町概要

区分 市町名	コード 番 号	人 口 及 び 面 積							
		住民基本 台帳人口 (R5.1.1)	R2年国調 人口(人)	H27年国調 人口(人)	人口増減率		65歳以上 人口／R2 年国調 人口	面 積 (km ²) (R5.10.1)	人口密度 (人)
					(A/B-1) (%)	(B/C-1) (%)			
		A	B	C			(%)	D	B/D
佐 賀 市	412015	229,427	233,301	236,372	△1.7	△1.3	28.9	※431.82	540.3
唐 津 市	412023	116,972	117,373	122,785	△0.3	△4.4	32.8	487.60	240.7
鳥 栖 市	412031	74,537	74,196	72,902	0.5	1.8	24.6	71.72	1,034.5
多 久 市	412040	18,285	18,295	19,749	△0.1	△7.4	37.2	96.56	189.5
伊万里市	412058	52,721	52,629	55,238	0.2	△4.7	32.3	255.26	206.2
武 雄 市	412066	47,705	47,914	49,062	△0.4	△2.3	31.7	195.40	245.2
鹿 島 市	412074	27,914	27,892	29,684	0.1	△6.0	32.8	112.12	248.8
小 城 市	412082	44,365	43,952	44,259	0.9	△0.7	28.9	95.81	458.7
嬉 野 市	412091	25,090	25,848	27,336	△2.9	△5.4	35.9	126.41	204.5
神 埼 市	412104	30,624	31,022	31,842	△1.3	△2.6	31.9	※125.13	247.9
吉野ヶ里町	413275	16,188	16,323	16,411	△0.8	△0.5	24.8	43.99	371.1
基 山 町	413411	17,545	17,250	17,501	1.7	△1.4	31.9	22.15	778.8
上 峰 町	413453	9,789	9,286	9,283	5.4	0.0	26.4	※12.80	725.5
みやき町	413461	25,752	25,511	25,278	0.9	0.9	34.9	※51.92	491.4
玄 海 町	413879	5,130	5,609	5,902	△8.5	△5.0	32.4	35.92	156.2
有 田 町	414018	19,051	19,010	20,148	0.2	△5.6	35.6	65.85	288.7
大 町 町	414239	6,136	6,293	6,777	△2.5	△7.1	40.6	11.50	547.2
江 北 町	414247	9,609	9,566	9,583	0.4	△0.2	28.5	24.88	384.5
白 石 町	414255	21,741	22,051	23,941	△1.4	△7.9	36.3	99.56	221.5
太 良 町	414417	8,256	8,121	8,779	1.7	△7.5	38.9	74.30	109.3
市 計		667,640	672,422	689,229	△0.7	△2.4	30.1	※1,997.82	336.6
町 計		139,237	139,020	143,603	0.2	△3.2	33.0	※442.86	313.9
総 計		806,877	811,442	832,832	△0.6	△2.6	30.6	2,440.67	332.5

(注) 1. 65歳以上人口比率は令和2年国勢調査より(分母人口から年齢不詳を除き算出)

2. 面積は国土地理院『全国都道府県市町村別面積調』より (※印は市町間の境界未定のため、それぞれの参考値が使用されており、市計及び町計と必ずしも一致しない)

3. 住民基本台帳法の改正(平成24年7月9日施行)により住民基本台帳人口に外国人を含んでいる

産 業 構 造 (R2 年 国 調)							就業者 人 口 比 率	区分 市町名	備 考
就 業 者 総 数 (人)	第 1 次 産 業 (人)	第 2 次 産 業 (人)	第 3 次 産 業 (人)	就業者数に対する割合 第1次 産 業 F/E (%)	第2次 産 業 G/E (%)	第3次 産 業 H/E (%)			
E	F	G	H				E/B		
113,388	5,901	20,742	83,465	5.2	18.3	73.6	48.6	佐 賀 市	※注
56,466	5,930	12,895	36,706	10.5	22.8	65.0	48.1	唐 津 市	第1次産業
34,286	542	8,238	24,647	1.6	24.0	71.9	46.2	鳥 栖 市	農業・林業・狩猟業
9,028	705	2,410	5,690	7.8	26.7	63.0	49.3	多 久 市	漁業・水産養殖業
26,849	2,123	8,526	16,061	7.9	31.8	59.8	51.0	伊万里市	第2次産業
24,207	1,301	6,478	15,683	5.4	26.8	64.8	50.5	武 雄 市	鉱業・建設業・製造業
14,911	1,899	3,752	9,050	12.7	25.2	60.7	53.5	鹿 島 市	第3次産業
22,188	1,462	5,308	14,928	6.6	23.9	67.3	50.5	小 城 市	卸売業・小売業・金融業
13,393	1,031	3,160	8,947	7.7	23.6	66.8	51.8	嬉 野 市	保険業・不動産業
15,239	1,198	4,047	9,419	7.9	26.6	61.8	49.1	神 埼 市	運輸・通信業
8,103	382	2,175	5,429	4.7	26.8	67.0	49.6	吉野ヶ里町	電気・ガス・水道・熱供給業
8,401	235	2,080	5,924	2.8	24.8	70.5	48.7	基 山 町	サービス業・公務
4,330	165	1,252	2,808	3.8	28.9	64.8	46.6	上 峰 町	なお、分類不能の産業人口があるため、構成比の合計は100とはならない。
11,678	722	3,287	7,433	6.2	28.1	63.6	45.8	みやき町	
3,224	679	816	1,729	21.1	25.3	53.6	57.5	玄 海 町	
9,804	377	3,208	6,112	3.8	32.7	62.3	51.6	有 田 町	
2,853	170	757	1,884	6.0	26.5	66.0	45.3	大 町 町	
5,152	519	1,347	3,182	10.1	26.1	61.8	53.9	江 北 町	
12,201	2,936	2,334	6,543	24.1	19.1	53.6	55.3	白 石 町	
4,563	1,340	1,096	2,117	29.4	24.0	46.4	56.2	太 良 町	
329,955	22,092	75,556	224,596	6.7	22.9	68.1	49.1	市 計	
70,309	7,525	18,352	43,161	10.7	26.1	61.4	50.6	町 計	
400,264	29,617	93,908	267,757	7.4	23.5	66.9	49.3	総 計	

(3)佐賀県市町概要(つづき)

(令和6年4月1日現在)

市町名	区分	地域指定等の状況						○指定 △一部指定
		低開発地域 工業開 発地 区	地域振興立法					
			特 定 法 農 山 村 法	山 振 興 法 振 興 法	過 疎 法 法	半 振 興 島 法 振 興 島 法	離 振 興 島 法 振 興 島 法	棚 田 地 域 法 振 興 法
佐 賀 市	△	△	△	△				
唐 津 市	△	△	△	△	△	△	△	
鳥 栖 市	○							
多 久 市				○			△	
伊 万 里 市		○			○		△	
武 雄 市	△	△		△			△	
鹿 島 市	○	○						
小 城 市		△		△			△	
嬉 野 市	△	△						
神 埼 市	△	△	△	△			△	
吉野ヶ里町	△							
基 山 町	○						○	
上 峰 町	○							
み や き 町	○						△	
玄 海 町		○			○		△	
有 田 町	○	△		△			△	
大 町 町				○				
江 北 町				○				
白 石 町		△		○				
太 良 町		○		○				
市 計	7	8	3	6	2	1	6	
町 計	5	4	0	5	1	0	4	
県 計	12	12	3	11	3	1	10	

(4) 令和4年度市町別決算総括表

項 目	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引 (A)－(B)	翌年度へ繰越 すべき財源	実質収支 (C)－(D)	単年度収支	積立金 (財政調整基金)
市 町	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
佐賀市	113,882,747	110,932,324	2,950,423	848,984	2,101,439	▲ 1,038,521	1,608,624
唐津市	86,127,243	83,358,413	2,768,830	577,672	2,191,158	664,735	117
鳥栖市	37,631,099	36,140,100	1,490,999	317,558	1,173,441	▲ 104,490	440,000
多久市	16,001,124	15,179,036	822,088	113,513	708,575	150,783	454,182
伊万里市	34,869,763	33,601,363	1,268,400	28,505	1,239,895	518,183	487,126
武雄市	31,524,654	29,881,910	1,642,744	243,021	1,399,723	▲ 198,709	367,393
鹿島市	17,065,466	16,424,645	640,821	185,832	454,989	148,263	241,000
小城市	24,472,101	23,608,488	863,613	290,034	573,579	180,126	114,457
嬉野市	21,572,074	20,603,033	969,041	172,678	796,363	▲ 83,703	451,823
神埼市	20,619,415	19,874,421	744,994	182,306	562,688	▲ 273,328	418,123
市 計	403,765,686	389,603,733	14,161,953	2,960,103	11,201,850	▲ 36,661	4,582,845
吉野ヶ里町	10,530,965	10,203,119	327,846	131,676	196,170	▲ 191,386	8,232
基山町	8,996,932	8,710,018	286,914	5,446	281,468	7,048	140,033
上峰町	23,340,963	22,847,150	493,813	149,797	344,016	163,682	119,735
みやき町	20,921,011	20,080,888	840,123	75,693	764,430	132,587	246,915
玄海町	9,777,290	9,325,518	451,772	179,395	272,377	▲ 112,675	522,236
有田町	13,113,621	12,585,617	528,004	57,753	470,251	▲ 13,587	246,479
大町町	6,150,673	5,946,642	204,031	20,165	183,866	7,009	825
江北町	7,239,617	6,854,520	385,097	62,512	322,585	56,961	3,352
白石町	17,439,054	16,755,644	683,410	98,616	584,794	24,154	383,959
太良町	7,733,305	7,557,575	175,730	14,618	161,112	▲ 124,856	722
町 計	125,243,431	120,866,691	4,376,740	795,671	3,581,069	▲ 51,063	1,672,488
県 計	529,009,117	510,470,424	18,538,693	3,755,774	14,782,919	▲ 87,724	6,255,333

(注) ※は単純平均。

(4) 令和4年度市町別決算総括表(つづき)

(単位：千円、%)

繰上償還金 (H)	積立金取崩額 (I)	実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I) (J)	令和4年度 標準税収入額等 (K)	令和4年度 普通交付税 (L)	標準財政規模 (K)+(L)+(N) (M)	項目	
						うち臨時財政 対策債発行可 能額(N)	市 町
0	663,214	▲ 93,111	36,956,142	16,227,838	55,093,331	1,909,351	佐 賀 市
0	607,744	57,108	16,576,936	17,689,895	34,709,384	442,553	唐 津 市
0	128,196	207,314	15,014,943	1,010,068	16,267,710	242,699	鳥 栖 市
0	0	604,965	2,569,640	3,690,944	6,340,732	80,148	多 久 市
0	0	1,005,309	9,059,901	5,404,136	14,713,744	249,707	伊 万 里 市
0	30,000	138,684	7,301,150	6,250,262	13,761,144	209,732	武 雄 市
0	208,300	180,963	3,890,207	3,383,629	7,382,099	108,263	鹿 島 市
0	0	294,583	5,735,864	6,427,503	12,317,282	153,915	小 城 市
0	63,888	304,232	3,357,911	4,574,254	8,031,048	98,883	嬉 野 市
0	206,726	▲ 61,931	4,544,242	4,614,507	9,287,668	128,919	神 埼 市
0	1,908,068	2,638,116	105,006,936	69,273,036	177,904,142	3,624,170	市 計
0	0	▲ 183,154	2,877,562	2,077,926	5,034,669	79,181	吉野ヶ里町
0	0	147,081	2,928,636	1,372,597	4,397,496	96,263	基 山 町
0	180,911	102,506	1,615,406	1,164,320	2,841,260	61,534	上 峰 町
0	288,084	91,418	3,631,496	4,052,211	7,785,374	101,667	み や き 町
0	0	409,561	3,255,295	0	3,255,295	0	玄 海 町
223,532	147,157	309,267	2,381,045	3,616,997	6,072,806	74,764	有 田 町
0	0	7,834	854,368	1,806,714	2,690,134	29,052	大 町 町
0	100,000	▲ 39,687	1,380,758	1,823,003	3,245,923	42,162	江 北 町
0	0	408,113	2,959,774	4,749,378	7,796,019	86,867	白 石 町
0	0	▲ 124,134	1,058,719	2,481,780	3,575,239	34,740	太 良 町
223,532	716,152	1,128,805	22,943,059	23,144,926	46,694,215	606,230	町 計
223,532	2,624,220	3,766,921	127,949,995	92,417,962	224,598,357	4,230,400	県 計

(4) 令和4年度市町別決算総括表(つづき)

項 目 市 町	実質収支比率 (%) (E)/(M)	経常収支比率 (臨時財政対策 債等含む) (%)	実 質 公 債 費 比 率 (%)	将 来 負 担 比 率 (%)	積 立 金 の 状 況		
					財政調整基金 (1)	減 債 基 金 (2)	その他特定 目 的 基 金 (3)
佐 賀 市	3.8	93.8	2.0	—	8,937,410	5,508,528	8,908,874
唐 津 市	6.3	88.0	12.6	114.4	3,307,615	398,771	18,622,642
鳥 栖 市	7.2	84.1	0.3	—	4,920,957	2,548,633	6,008,379
多 久 市	11.2	95.8	12.1	—	1,264,075	1,009,437	7,969,466
伊 万 里 市	8.4	84.9	8.5	33.5	2,760,300	709,132	5,156,083
武 雄 市	10.2	94.3	9.9	22.2	2,851,580	1,095,338	6,206,481
鹿 島 市	6.2	91.7	8.6	93.5	1,109,826	288,611	1,900,945
小 城 市	4.7	92.9	8.4	—	2,739,238	2,142,683	13,155,137
嬉 野 市	9.9	85.2	9.1	—	3,988,224	1,167,766	5,108,786
神 埼 市	6.1	92.0	8.8	37.0	2,312,486	385,945	5,207,116
市 計	※ 7.4	※ 90.3	※ 8.0	※ 60.1	34,191,711	15,254,844	78,243,909
吉野ヶ里町	3.9	89.8	8.9	—	2,605,203	1,133,376	6,187,625
基 山 町	6.4	91.6	7.0	—	942,621	101,035	2,589,700
上 峰 町	12.1	94.7	9.0	—	646,586	263,780	4,165,093
み や き 町	9.8	95.6	9.6	—	2,038,098	1,884,901	8,126,034
玄 海 町	8.4	85.5	0.0	—	4,876,817	7,399	13,882,868
有 田 町	7.7	89.2	8.4	—	2,478,864	330,669	6,138,634
大 町 町	6.8	86.9	7.5	—	1,155,077	475,138	2,980,368
江 北 町	9.9	86.7	11.9	—	859,590	1,150,150	10,972,285
白 石 町	7.5	89.9	10.1	—	2,834,452	2,013,022	4,577,857
太 良 町	4.5	89.6	5.5	—	1,641,796	1,523,043	4,021,599
町 計	※ 7.7	※ 90.0	※ 7.8	※ —	20,079,104	8,882,513	63,642,063
県 計	※ 7.6	※ 90.1	※ 7.9	※ 50.1	54,270,815	24,137,357	141,885,972

(注) 1. 一般財源総額には、減収補填債特例分及び臨時財政対策債を含む。

2. ※は単純平均。

(4) 令和4年度市町別決算総括表(つづき)

(単位: 千円、%)

合計(4) (1)+(2)+(3)	(4)/(M) (%)	地方債現在高 (○)	(○) / (A) (%)	(○)	(○) / (M) (%)	項 目 市 町
				一般財源総額 (%) (注)		
23,354,812	42.4	92,405,727	81.1	136.6	167.7	佐 賀 市
22,329,028	64.3	87,623,315	101.7	198.3	252.4	唐 津 市
13,477,969	82.9	23,035,736	61.2	111.1	141.6	鳥 栖 市
10,242,978	161.5	13,831,930	86.4	152.3	218.1	多 久 市
8,625,515	58.6	21,267,870	61.0	116.7	144.5	伊 万 里 市
10,153,399	73.8	28,838,559	91.5	161.0	209.6	武 雄 市
3,299,382	44.7	12,978,115	76.0	137.6	175.8	鹿 島 市
18,037,058	146.4	17,934,503	73.3	124.5	145.6	小 城 市
10,264,776	127.8	10,227,179	47.4	100.1	127.3	嬉 野 市
7,905,547	85.1	18,734,523	90.9	159.8	201.7	神 埼 市
127,690,464	※ 88.8	326,877,457	※ 77.1	※ 139.8	※ 178.4	市 計
9,926,204	197.2	7,711,868	73.2	131.5	153.2	吉野ヶ里町
3,633,356	82.6	6,354,485	70.6	124.6	144.5	基 山 町
5,075,459	178.6	2,786,190	11.9	71.9	98.1	上 峰 町
12,049,033	154.8	15,839,859	75.7	151.5	203.5	み や き 町
18,767,084	576.5	3,900	0.0	0.1	0.1	玄 海 町
8,948,167	147.3	10,578,593	80.7	137.3	174.2	有 田 町
4,610,583	171.4	4,785,202	77.8	143.4	177.9	大 町 町
12,982,025	399.9	5,060,561	69.9	126.7	155.9	江 北 町
9,425,331	120.9	14,019,949	80.4	145.9	179.8	白 石 町
7,186,438	201.0	4,701,912	60.8	109.1	131.5	太 良 町
92,603,680	※ 223.0	71,842,519	※ 60.1	※ 114.2	※ 141.9	町 計
220,294,144	※ 155.9	398,719,976	※ 68.6	※ 127.0	※ 160.2	県 計

(5) 市町公共施設状況

項目 市町名	道 路		公 園		し 尿	ご み	上 水 道 等	下 水 道 等
	実延長(m)	面積(m ²)	都市公園等 (都市計画区域内) 面積(m ²)	その他の公園 (都市計画区域外) 面積(m ²)	処理人口(人)	処理人口(人)	給水人口(人)	現在処理区域内 人口(人)
佐 賀 市	1,749,483	11,938,257	1,903,675	258,412	17,012	228,553	218,771	220,254
唐 津 市	1,451,501	8,532,516	923,336	244,422	8,824	116,323	105,499	109,360
鳥 栖 市	634,998	3,457,514	828,523	0	1,281	74,229	72,486	74,765
多 久 市	325,691	1,825,891	315,752	74,144	5,792	18,076	18,000	11,265
伊 万 里 市	944,438	6,110,996	536,966	37,426	11,844	52,428	49,562	39,868
武 雄 市	608,330	3,514,192	402,850	147,379	11,709	47,502	47,027	61,204
鹿 島 市	341,899	2,331,113	329,820	28,541	10,205	27,692	24,407	19,673
小 城 市	356,390	2,243,082	379,228	0	9,974	44,193	43,816	39,359
嬉 野 市	306,618	2,279,032	569,713	171,581	8,710	24,912	23,623	16,133
神 埼 市	485,210	3,069,049	742,731	194,267	4,267	30,186	28,659	26,904
市 計	7,204,558	45,301,642	6,932,594	1,156,172	89,618	664,094	631,850	618,785
吉野ヶ里町	136,320	896,999	587,896	22,920	822	16,308	14,623	16,364
基 山 町	143,096	877,235	198,714	0	920	17,518	15,374	16,834
上 峰 町	82,440	493,716	571,167	0	297	9,798	9,496	9,834
み や き 町	280,669	1,710,840	142,953	0	4,560	25,701	23,193	21,928
玄 海 町	138,353	873,106	0	38,436	449	5,127	5,041	4,986
有 田 町	290,623	1,551,177	2,056,146	0	5,712	18,986	18,912	16,083
大 町 町	52,500	422,326	0	131,094	2,187	6,105	6,069	3,628
江 北 町	98,908	752,087	0	31,900	1,214	9,575	9,574	9,700
白 石 町	430,592	2,605,817	240,944	98,712	5,344	21,741	21,522	16,397
太 良 町	247,282	1,510,307	—	7,603	3,902	8,193	7,622	4,291
町 計	1,900,783	11,693,610	3,797,820	330,665	25,407	139,052	131,426	120,045
県 計	9,105,341	56,995,252	10,730,414	1,486,837	115,025	803,146	763,276	738,830

道 路	令和4年度公共施設状況調査
公 園	令和4年度公共施設状況調査
し 尿	令和4年度公共施設状況調査
ご み	令和4年度公共施設状況調査
上水道等	給水人口(上水道・簡易水道・飲料水供給施設) 上水道…令和4年度地方公営企業決算統計より 簡易水道・飲料水供給施設…令和4年度公共施設状況調査より ※給水人口は当該市町に居住し、現に給水している人の人数のため、住民基本台帳の人口を超える場合があります。
下水道等	現在処理区域内人口(公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・小規模集合排水処理施設・特定地域生活排水処理施設・個別排水処理施設)現在処理区域内人口(コミュニティ・プラント+合併処理浄化槽)処理人口) ○公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・小規模集合排水処理施設・特定地域生活排水処理施設・個別排水処理施設…令和4年度地方公営企業決算統計より ○コミュニティ・プラント・合併処理浄化槽…令和4年度公共施設状況調査より ※各施設の処理区域が相互に重複する場合など、区域内の処理人口が市町の人口を超える場合があります。

(6) 令和4年度税収の状況

収入済額

※国民健康保険税を除く

(単位:千円)

項目 市町名	普 通 税 (法 定 普 通 税)					目的税	合 計
	市町村民税	うち法人税割	固定資産税	その他	小 計		
佐 賀 市	14,861,044	1,947,819	12,844,994	2,525,244	30,231,282	1,402,840	31,634,122
唐 津 市	5,473,852	444,928	6,125,074	1,484,229	13,083,155	21,914	13,105,069
鳥 栖 市	5,503,553	1,255,463	6,697,295	878,971	13,079,819	696,539	13,776,358
多 久 市	762,278	64,081	926,660	238,009	1,926,947	2,762	1,929,709
伊 万 里 市	3,231,646	879,539	3,871,463	767,553	7,870,662	1,267	7,871,929
武 雄 市	2,375,666	258,279	2,943,177	627,243	5,946,086	20,394	5,966,480
鹿 島 市	1,248,163	97,068	1,506,917	393,495	3,148,575	366	3,148,941
小 城 市	2,211,713	149,643	1,841,086	521,124	4,573,923	54	4,573,977
嬉 野 市	1,080,200	49,174	1,235,031	306,798	2,622,029	62,163	2,684,192
神 埼 市	1,554,779	131,234	1,586,020	347,193	3,487,992	0	3,487,992
市 計	38,302,894	5,277,228	39,577,717	8,089,859	85,970,470	2,208,299	88,178,769
吉野ヶ里町	985,648	147,394	1,101,835	200,507	2,287,990	10,933	2,298,923
基 山 町	1,042,563	166,094	1,250,134	196,401	2,489,098	1,211	2,490,309
上 峰 町	503,277	29,917	753,078	107,125	1,363,480	152	1,363,632
み や き 町	1,170,130	60,017	1,334,409	359,666	2,864,205	0	2,864,205
玄 海 町	294,910	48,766	2,699,548	72,439	3,066,897	486,698	3,553,595
有 田 町	767,816	28,277	842,463	220,938	1,831,217	157	1,831,374
大 町 町	325,911	95,173	372,358	70,497	768,766	10	768,776
江 北 町	528,705	80,440	488,253	107,362	1,124,320	0	1,124,320
白 石 町	947,108	33,777	998,171	302,444	2,247,723	0	2,247,723
太 良 町	292,756	10,737	381,029	90,358	764,143	5,569	769,712
町 計	6,858,824	700,592	10,221,278	1,727,737	18,807,839	504,730	19,312,569
県 計	45,161,718	5,977,820	49,798,995	9,817,596	104,778,309	2,713,029	107,491,338

(6)令和4年度税収の状況(つづき)

構成比

※国民健康保険税を除く

(単位:%)

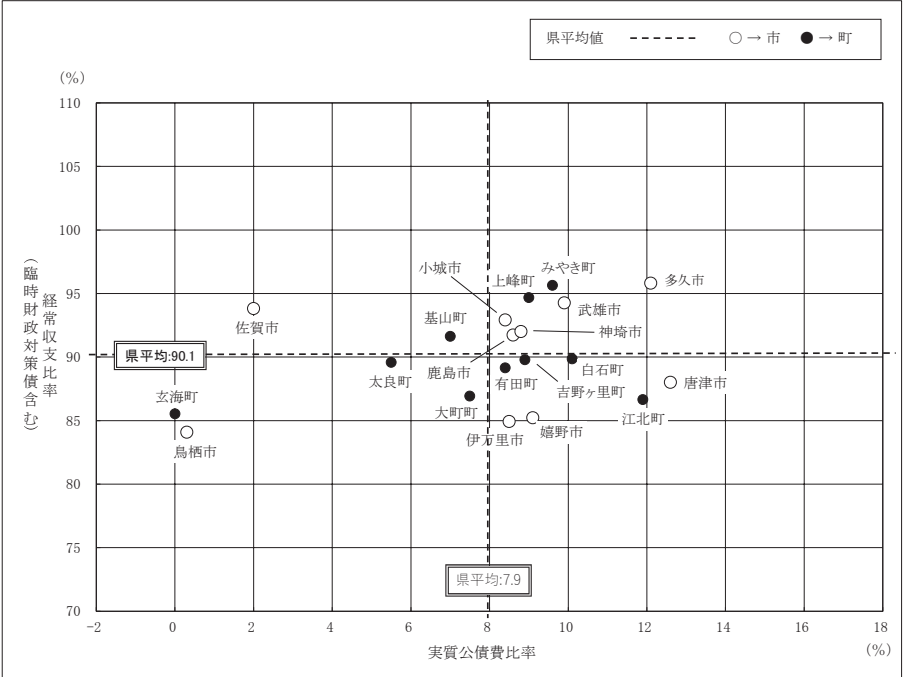
徴収率

※国民健康
保険税を除く

(単位:%)

市町村名	普 通 税(法定普通税)					目的税	合計	現年課税分	滞納繰越分	合計
	市町村民税	うち法人税割	固定資産税	その他	小計					
佐賀市	47.0	6.2	40.6	8.0	95.6	4.4	100.0	99.6	25.0	98.8
唐津市	41.8	3.4	46.7	11.3	99.8	0.2	100.0	99.1	21.6	97.5
鳥栖市	39.9	9.1	48.6	6.4	94.9	5.1	100.0	99.5	29.3	98.6
多久市	39.5	3.3	48.0	12.3	99.9	0.1	100.0	99.1	28.2	97.6
伊万里市	41.1	11.2	49.2	9.7	100.0	0.0	100.0	99.5	22.4	98.4
武雄市	39.8	4.3	49.3	10.5	99.7	0.3	100.0	99.5	21.2	98.2
鹿島市	39.6	3.1	47.9	12.5	100.0	0.0	100.0	99.2	29.3	97.7
小城市	48.4	3.3	40.3	11.4	100.0	0.0	100.0	99.3	42.2	98.4
嬉野市	40.2	1.8	46.0	11.4	97.7	2.3	100.0	99.0	12.9	93.5
神埼市	44.6	3.8	45.5	10.0	100.0	0.0	100.0	99.1	35.5	97.8
市 計	43.4	6.0	44.9	9.2	97.5	2.5	100.0	99.4	24.5	98.2
吉野ヶ里町	42.9	6.4	47.9	8.7	99.5	0.5	100.0	99.8	45.8	99.3
基山町	41.9	6.7	50.2	7.9	100.0	0.0	100.0	99.5	24.7	98.6
上峰町	36.9	2.2	55.2	7.9	100.0	0.0	100.0	99.3	19.5	97.7
みやき町	40.9	2.1	46.6	12.6	100.0	0.0	100.0	99.2	41.5	98.2
玄海町	8.3	1.4	76.0	2.0	86.3	13.7	100.0	99.9	31.5	99.5
有田町	41.9	1.5	46.0	12.1	100.0	0.0	100.0	99.6	40.1	98.0
大町町	42.4	12.4	48.4	9.2	100.0	0.0	100.0	99.7	21.1	99.0
江北町	47.0	7.2	43.4	9.6	100.0	0.0	100.0	99.5	23.9	98.5
白石町	42.1	1.5	44.4	13.5	100.0	0.0	100.0	99.3	40.3	98.0
太良町	38.0	1.4	49.5	11.7	99.3	0.7	100.0	98.6	24.3	97.3
町 計	35.5	3.6	52.9	8.9	97.4	2.6	100.0	99.5	34.4	98.5
県 計	42.0	5.6	46.3	9.1	97.5	2.5	100.0	99.4	26.2	98.3

(7) 令和4年度市町財政構造の弾力性



令和4年度市町決算の状況

	実質公債費 比率	経常収支 比率
佐賀市	2.0	93.8
唐津市	12.6	88.0
島栖市	0.3	84.1
多久市	12.1	95.8
伊万里市	8.5	84.9
武雄市	9.9	94.3
鹿島市	8.6	91.7
小城市	8.4	92.9
嬉野市	9.1	85.2
神埼市	8.8	92.0
吉野ヶ里町	8.9	89.8
基山町	7.0	91.6
上峰町	9.0	94.7
みやき町	9.6	95.6
玄海町	0.0	85.5
有田町	8.4	89.2
大町町	7.5	86.9
江北町	11.9	86.7
白石町	10.1	89.9
太良町	5.5	89.6
県平均	7.9	90.1

(8) 市町財政指標の推移

1. 実質収支比率の推移

市町名	年度	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
佐賀市		3.5	2.4	1.7	3.1	2.8	3.6	2.7	2.8	2.5	3.8	2.2	2.4	2.9	5.6	3.8
唐津市		2.8	2.3	2.0	3.9	2.4	3.1	3.3	3.0	3.3	3.2	1.7	2.8	4.6	4.3	6.3
鳥栖市		3.5	4.1	5.2	6.3	5.6	3.9	4.0	5.4	5.1	5.0	3.4	6.1	5.6	7.8	7.2
多久市		5.6	5.2	4.6	7.4	4.4	4.6	5.0	14.7	5.1	4.9	8.1	6.6	1.9	8.7	11.2
伊万里市		2.0	2.1	2.3	3.1	2.2	4.0	3.2	3.5	2.1	2.0	2.3	1.5	2.2	4.7	8.4
武雄市		4.5	6.8	6.0	6.8	6.4	7.4	5.7	5.9	4.5	5.3	6.3	6.5	3.1	11.4	10.2
鹿島市		2.6	3.4	4.4	3.6	4.4	4.1	4.3	3.9	4.3	3.4	4.9	3.7	3.5	4.0	6.2
小城市		3.6	5.4	4.3	4.8	3.0	2.2	1.5	3.6	3.6	2.7	3.0	4.4	3.4	3.1	4.7
嬉野市		5.9	7.8	5.9	7.4	6.9	9.1	5.7	5.8	6.9	5.6	4.8	7.1	8.2	10.7	9.9
神埼市		2.8	4.2	4.9	3.8	3.7	4.5	3.0	4.4	2.5	2.2	0.0	3.3	3.5	8.7	6.1
市計		3.7	4.4	4.1	5.0	4.2	4.7	3.8	5.3	4.0	3.8	3.7	4.4	3.9	6.9	7.4
吉野ヶ里町		3.6	2.9	3.3	3.2	2.9	5.0	3.3	3.9	2.1	4.2	1.5	3.2	1.1	7.6	3.9
基山町		0.1	3.0	4.5	3.4	3.8	2.1	5.1	4.7	5.9	3.5	3.8	2.7	4.7	6.1	6.4
上峰町		3.2	3.6	5.8	7.6	6.0	7.1	5.6	4.6	7.5	12.4	8.7	8.4	7.6	6.3	12.1
みやき町		3.7	3.7	3.8	4.8	3.2	4.0	3.0	5.1	9.0	20.3	32.3	7.4	10.5	8.0	9.8
玄海町		11.3	5.9	3.8	6.6	10.9	7.6	7.0	8.1	9.8	5.9	6.8	5.6	4.9	11.4	8.4
有田町		3.4	4.0	5.9	4.9	6.8	6.2	6.6	6.8	6.5	6.6	5.1	2.6	5.3	7.9	7.7
大町町		3.4	4.3	8.5	7.9	6.4	3.8	7.2	4.8	5.4	4.8	7.1	6.8	2.2	6.5	6.8
江北町		4.8	5.9	4.8	5.8	5.7	8.9	8.7	10.4	6.3	6.3	6.8	6.1	6.9	8.1	9.9
白石町		3.2	4.1	2.6	3.7	3.3	3.5	5.4	3.5	5.1	5.5	4.8	4.6	5.3	7.1	7.5
太良町		1.9	3.1	2.7	2.7	3.2	8.3	7.7	3.2	4.7	3.9	3.7	3.7	4.0	7.8	4.5
町計		3.9	4.1	4.6	5.1	5.2	5.7	6.0	5.5	6.2	7.3	8.1	5.1	5.3	7.7	7.7
県計		3.8	4.2	4.4	5.0	4.7	5.2	4.9	5.4	5.1	5.6	5.9	4.8	4.6	7.3	7.6

(注) 市計、町計、県計は単純平均である。

(8) 市町財政指標の推移(つづき)

2. 経常収支比率の推移

市町名	年度	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
佐賀市		94.3	93.5	91.3	89.6	90.2	88.3	88.2	87.3	89.5	90.3	92.4	95.9	94.1	89.2	93.8
唐津市		89.4	87.7	87.0	87.8	88.8	87.1	88.7	88.0	90.7	91.2	91.7	92.7	90.4	85.2	88.0
鳥栖市		91.3	89.3	89.0	90.9	91.3	87.9	93.9	89.4	86.9	86.8	87.1	85.4	88.0	81.0	84.1
多久市		99.4	97.0	93.2	93.6	96.2	92.3	95.8	96.0	96.9	99.5	101.8	103.6	100.6	91.2	95.8
伊万里市		99.6	98.1	94.8	84.5	94.0	88.1	92.8	90.9	95.5	94.4	95.2	93.4	90.9	84.0	84.9
武雄市		92.4	87.1	84.1	85.4	87.1	87.1	88.2	88.2	93.7	92.7	90.0	94.3	95.6	86.1	94.3
鹿島市		94.2	92.4	87.6	89.9	91.3	92.2	93.2	88.1	91.9	93.5	94.4	95.9	94.6	87.3	91.7
小城市		91.5	88.3	85.7	87.6	91.3	93.2	89.2	86.3	88.8	92.2	94.2	97.9	92.5	88.3	92.9
嬉野市		89.5	88.2	85.0	86.2	89.0	87.1	89.4	86.4	79.6	91.3	91.9	93.5	86.4	83.4	85.2
神埼市		94.4	89.6	85.3	87.6	86.9	89.6	93.1	89.6	91.4	91.3	92.8	93.5	92.1	89.6	92.0
市計		93.6	91.1	88.3	88.3	90.6	89.3	91.3	89.0	90.5	92.3	93.1	94.6	92.5	86.5	90.3
吉野ヶ里町		96.3	94.8	80.6	93.9	82.8	85.8	85.4	93.1	87.8	88.9	90.5	92.8	90.5	84.4	89.8
基山町		95.3	92.8	87.2	92.4	92.9	90.9	92.6	88.2	91.5	93.0	95.8	95.8	95.7	87.7	91.6
上峰町		96.2	93.8	88.6	88.4	91.4	90.6	97.5	89.7	98.1	89.2	98.4	93.3	94.1	86.7	94.7
みやき町		90.4	88.3	82.5	83.9	86.2	84.7	88.7	88.6	92.1	92.7	94.0	94.3	92.7	89.2	95.6
玄海町		71.8	73.5	71.4	80.3	86.5	96.3	97.6	90.7	88.4	96.2	93.1	70.8	77.4	81.6	85.5
有田町		96.6	91.1	85.5	83.4	83.5	83.4	85.4	87.3	89.1	90.8	92.5	94.1	94.0	88.5	89.2
大町町		94.4	91.1	82.6	88.1	91.8	95.5	93.2	86.4	95.8	90.4	93.6	98.2	94.9	86.5	86.9
江北町		98.8	88.0	84.3	84.7	85.5	88.1	88.9	80.5	85.9	86.8	88.1	91.4	91.8	81.1	86.7
白石町		88.6	85.6	79.8	83.0	84.5	84.2	87.0	86.4	91.0	93.2	94.7	96.6	92.6	84.3	89.9
太良町		87.3	85.7	82.4	87.3	83.9	85.5	89.8	86.0	87.1	88.0	89.5	91.0	89.2	83.3	89.6
町計		91.6	88.5	82.5	86.5	86.9	88.5	90.6	87.7	90.7	90.9	93.0	91.8	91.3	85.3	90.0
県計		92.6	89.8	85.4	87.4	88.8	88.9	90.9	88.4	90.6	91.6	93.1	93.2	91.9	85.9	90.1

(注) 1. 市計、町計、県計は単純平均である。

(8) 市町財政指標の推移(つづき)

3. 公債費負担比率の推移

市町名	年度	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
佐賀市		19.5	17.8	16.9	16.7	16.5	16.2	15.9	15.9	15.8	15.2	14.4	14.4	13.9	14.0	13.9
唐津市		19.9	20.2	22.1	21.5	21.8	21.1	20.7	19.7	19.1	19.9	19.2	19.3	17.6	17.7	18.2
鳥栖市		18.0	15.9	16.3	16.4	16.2	16.1	16.2	13.9	11.8	10.6	10.6	9.7	9.1	8.5	8.4
多久市		19.2	15.8	16.3	16.1	15.4	14.4	15.1	14.3	14.9	15.7	15.7	14.5	14.9	15.9	16.8
伊万里市		15.9	15.2	14.7	14.1	15.0	16.0	13.8	13.6	13.9	13.6	11.6	11.2	10.6	9.9	9.8
武雄市		19.1	15.2	19.1	16.1	15.6	15.9	15.6	16.1	16.4	16.3	16.3	16.8	16.9	15.8	16.3
鹿島市		16.4	16.3	13.6	13.5	13.6	13.1	11.6	10.4	9.0	8.6	9.1	10.3	9.8	10.0	10.7
小城市		20.0	15.9	21.5	21.5	16.7	17.8	20.9	21.6	19.5	18.2	18.5	16.9	18.0	14.7	14.8
嬉野市		15.8	15.9	13.1	12.9	12.9	11.6	13.0	13.7	16.1	16.6	16.5	15.4	14.5	13.5	13.9
神埼市		19.9	19.4	16.5	17.9	18.6	18.9	20.1	20.7	19.1	20.0	18.3	17.3	15.5	16.9	15.8
市計		18.4	16.8	17.0	16.7	16.2	16.1	16.3	16.0	15.6	15.5	15.0	14.6	14.1	13.7	13.9
吉野ヶ里町		13.9	12.7	12.8	18.9	16.5	14.5	14.0	14.9	15.9	15.7	16.1	15.6	15.0	14.7	14.5
基山町		18.8	18.9	16.5	17.2	20.1	16.6	14.6	13.3	15.3	12.5	11.6	11.1	11.8	10.7	11.4
上峰町		17.7	16.2	16.0	16.4	15.3	13.9	14.3	12.9	12.0	11.7	11.2	10.4	10.1	9.1	8.0
みやき町		15.2	13.3	12.7	13.7	13.8	14.0	14.8	15.1	17.1	15.4	12.8	14.9	15.8	15.5	14.6
玄海町		0.5	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1
有田町		26.3	23.0	19.1	20.0	20.9	17.7	15.5	13.1	12.9	11.5	11.4	11.8	11.6	11.6	14.6
大町町		17.9	16.3	14.6	16.3	16.9	15.1	16.8	15.2	20.7	20.2	21.1	21.6	21.4	20.1	19.5
江北町		25.0	22.3	21.7	22.2	19.9	18.3	17.7	13.0	11.5	12.1	11.8	11.7	10.9	10.2	10.0
白石町		19.0	15.1	13.8	15.6	17.3	16.9	16.5	14.8	16.6	16.6	16.4	16.6	18.3	16.9	18.0
太良町		16.8	14.1	14.0	14.6	14.3	13.8	13.1	11.7	12.6	13.0	12.5	12.4	11.6	11.7	12.5
町計		17.1	15.2	14.2	15.5	15.5	14.1	13.8	12.4	13.5	12.9	12.5	12.6	12.7	12.1	12.3
県計		17.7	16.0	15.6	16.1	15.9	15.1	15.0	14.2	14.5	14.2	13.8	13.6	13.4	12.9	13.1

(注) 市計、町計、県計は単純平均である。

(8) 市町財政指標の推移(つづき)

4. 財政力指数(単年度)の推移

市町名	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
佐賀市	0.68	0.66	0.62	0.63	0.63	0.64	0.65	0.64	0.64	0.64	0.66	0.64	0.66	0.61	0.64
唐津市	0.45	0.43	0.41	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.43	0.42	0.44	0.41	0.43
鳥栖市	0.98	0.96	0.89	0.90	0.91	0.92	0.94	0.93	0.94	0.95	0.95	0.96	0.96	0.90	0.92
多久市	0.39	0.37	0.35	0.35	0.35	0.35	0.36	0.38	0.36	0.38	0.39	0.38	0.38	0.35	0.36
伊万里市	0.72	0.63	0.61	0.55	0.59	0.55	0.61	0.61	0.59	0.58	0.58	0.58	0.59	0.55	0.58
武雄市	0.50	0.48	0.45	0.46	0.47	0.47	0.48	0.48	0.49	0.50	0.49	0.49	0.50	0.47	0.48
鹿島市	0.44	0.43	0.41	0.41	0.41	0.43	0.44	0.45	0.46	0.47	0.48	0.48	0.49	0.46	0.48
小城市	0.48	0.47	0.44	0.43	0.42	0.44	0.42	0.41	0.41	0.41	0.41	0.42	0.42	0.40	0.42
嬉野市	0.42	0.40	0.38	0.38	0.38	0.38	0.39	0.39	0.38	0.39	0.39	0.38	0.38	0.36	0.37
神埼市	0.47	0.45	0.42	0.43	0.42	0.44	0.44	0.44	0.44	0.45	0.45	0.44	0.46	0.43	0.44
市計	0.55	0.53	0.50	0.50	0.50	0.50	0.52	0.52	0.51	0.52	0.52	0.52	0.53	0.49	0.51
吉野ヶ里町	0.64	0.60	0.54	0.65	0.55	0.61	0.60	0.62	0.52	0.53	0.52	0.52	0.54	0.49	0.52
基山町	0.72	0.71	0.66	0.66	0.66	0.68	0.68	0.68	0.70	0.70	0.69	0.68	0.68	0.62	0.63
上峰町	0.67	0.62	0.56	0.56	0.58	0.59	0.63	0.60	0.60	0.60	0.66	0.62	0.61	0.52	0.52
みやき町	0.53	0.50	0.48	0.47	0.48	0.48	0.47	0.46	0.44	0.43	0.43	0.43	0.42	0.40	0.42
玄海町	1.43	1.52	1.33	1.30	1.19	1.08	1.07	1.00	1.01	1.00	0.99	1.44	1.29	1.13	1.12
有田町	0.42	0.40	0.37	0.37	0.37	0.36	0.37	0.37	0.37	0.38	0.38	0.37	0.37	0.34	0.35
大町町	0.44	0.40	0.31	0.35	0.38	0.35	0.33	0.33	0.36	0.31	0.30	0.32	0.32	0.27	0.27
江北町	0.54	0.39	0.34	0.33	0.33	0.35	0.35	0.37	0.38	0.39	0.40	0.41	0.41	0.36	0.38
白石町	0.34	0.33	0.31	0.33	0.33	0.33	0.34	0.34	0.33	0.33	0.33	0.34	0.35	0.32	0.33
太良町	0.24	0.24	0.22	0.22	0.21	0.21	0.23	0.24	0.25	0.25	0.26	0.26	0.27	0.26	0.25
町計	0.60	0.57	0.51	0.52	0.51	0.50	0.51	0.50	0.50	0.49	0.50	0.54	0.53	0.51	0.48
県計	0.58	0.55	0.50	0.51	0.50	0.50	0.51	0.51	0.50	0.51	0.51	0.53	0.53	0.51	0.50

(注) 1. 市計、町計、県計は単純平均である。

(8) 市町財政指標の推移(つづき)

5. 財政力指数(3年平均)の推移

市町名	年度 H18～20 3	19～21 3	20～22 3	21～23 3	22～24 3	23～25 3	24～26 3	25～27 3	26～28 3	27～29 3	28～30 3	29～R1 3	30～R2 3	R1～R3 3	R2～R4 3
佐賀市	0.67	0.67	0.65	0.64	0.63	0.63	0.64	0.64	0.64	0.64	0.65	0.65	0.65	0.64	0.64
唐津市	0.46	0.45	0.43	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.42	0.43	0.42	0.43
鳥栖市	0.98	0.99	0.94	0.92	0.90	0.91	0.92	0.93	0.94	0.94	0.95	0.95	0.96	0.94	0.93
多久市	0.39	0.38	0.37	0.36	0.35	0.35	0.35	0.36	0.37	0.37	0.38	0.38	0.38	0.37	0.36
伊万里市	0.63	0.64	0.65	0.60	0.58	0.56	0.58	0.59	0.60	0.59	0.58	0.58	0.58	0.57	0.57
武雄市	0.51	0.49	0.47	0.46	0.46	0.47	0.47	0.47	0.48	0.49	0.49	0.49	0.49	0.49	0.48
鹿島市	0.44	0.44	0.43	0.42	0.41	0.42	0.43	0.44	0.45	0.46	0.47	0.48	0.48	0.48	0.48
小城市	0.49	0.48	0.46	0.45	0.43	0.43	0.43	0.42	0.41	0.41	0.41	0.41	0.42	0.41	0.41
嬉野市	0.45	0.43	0.40	0.39	0.38	0.38	0.38	0.39	0.39	0.39	0.39	0.39	0.38	0.37	0.37
神埼市	0.47	0.47	0.45	0.44	0.43	0.43	0.43	0.44	0.44	0.44	0.45	0.45	0.45	0.44	0.44
市計	0.55	0.55	0.53	0.51	0.50	0.50	0.51	0.51	0.51	0.52	0.52	0.52	0.52	0.51	0.51
吉野ヶ里町	0.62	0.61	0.59	0.60	0.58	0.60	0.59	0.61	0.58	0.56	0.52	0.52	0.53	0.52	0.52
基山町	0.74	0.73	0.70	0.68	0.66	0.67	0.67	0.68	0.69	0.69	0.70	0.69	0.68	0.66	0.64
上峰町	0.67	0.66	0.62	0.58	0.57	0.58	0.60	0.61	0.61	0.60	0.62	0.63	0.63	0.58	0.55
みやき町	0.54	0.53	0.50	0.48	0.47	0.48	0.48	0.47	0.46	0.44	0.43	0.43	0.43	0.42	0.41
玄海町	1.52	1.49	1.43	1.38	1.28	1.19	1.11	1.05	1.03	1.00	1.00	1.14	1.24	1.29	1.18
有田町	0.42	0.41	0.39	0.38	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.37	0.38	0.38	0.37	0.36	0.35
大町町	0.44	0.42	0.38	0.35	0.34	0.36	0.35	0.34	0.34	0.33	0.32	0.31	0.31	0.30	0.29
江北町	0.46	0.47	0.42	0.35	0.33	0.34	0.34	0.36	0.37	0.38	0.39	0.40	0.41	0.39	0.38
白石町	0.35	0.34	0.33	0.32	0.33	0.33	0.33	0.34	0.34	0.33	0.33	0.33	0.34	0.34	0.33
太良町	0.25	0.24	0.23	0.23	0.22	0.21	0.22	0.23	0.24	0.25	0.25	0.26	0.26	0.26	0.26
町計	0.60	0.59	0.56	0.54	0.51	0.51	0.51	0.51	0.50	0.50	0.49	0.51	0.52	0.51	0.49
県計	0.58	0.57	0.54	0.52	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.51	0.52	0.51	0.50

(注) 1. 各年度とも、当該年度を含む過去3年平均である。市計、町計、県計は単純平均である。

2. 平成25年度以降の数値は、財政力指数(単年度：小数点第2位)を用いて算出した数値である。

(8) 市町財政指標の推移(つづき)

6. 実質公債費比率の推移

市町名	年度														
	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4
佐賀市	10.4	10.0	9.1	8.0	6.5	5.6	4.3	3.4	2.6	2.9	2.6	2.3	1.7	1.7	2.0
唐津市	18.9	18.5	18.0	18.0	17.6	17.1	16.2	15.2	14.1	13.5	13.0	12.3	11.9	11.7	12.6
鳥栖市	13.6	13.9	14.2	14.1	13.5	12.3	11.5	10.2	8.4	6.3	4.5	2.9	1.5	0.4	0.3
多久市	14.4	14.9	14.4	13.1	12.5	11.7	11.5	11.0	11.4	10.9	11.0	11.1	11.5	11.7	12.1
伊万里市	20.8	20.7	19.7	19.2	18.9	18.3	17.6	16.3	16.2	16.0	16.5	14.8	12.3	9.6	8.5
武雄市	15.4	14.6	13.6	11.6	10.5	9.5	8.7	7.9	7.7	7.9	8.2	8.6	9.0	9.5	9.9
鹿島市	16.1	15.8	13.3	11.1	10.3	9.9	9.0	8.0	7.0	6.3	6.8	7.9	8.6	8.6	8.6
小城市	8.7	8.2	7.4	7.1	6.9	7.2	7.0	6.6	4.9	4.7	5.0	6.2	6.9	7.4	8.4
嬉野市	14.5	14.1	12.4	11.0	9.5	8.9	8.4	7.7	7.7	8.3	9.0	9.6	9.8	9.8	9.1
神埼市	20.7	19.9	18.5	16.9	15.3	14.4	13.9	13.5	12.5	11.3	10.2	9.7	9.0	8.8	8.8
市計	15.6	15.1	14.1	13.0	12.2	11.5	10.8	10.0	9.3	8.8	8.7	8.5	8.2	7.9	8.0
吉野ヶ里町	16.4	16.5	16.2	15.5	14.2	12.6	11.6	11.0	11.3	11.2	10.8	10.9	10.1	9.6	8.9
基山町	14.4	14.4	14.5	14.9	15.4	15.3	14.4	13.1	12.0	10.6	9.3	8.3	8.0	7.8	7.0
上峰町	23.7	22.8	21.7	21.2	20.5	19.1	17.3	15.4	14.4	13.6	12.9	12.0	10.9	10.0	9.0
みやき町	16.6	15.8	14.5	13.8	13.0	12.7	12.1	11.6	11.5	11.6	11.8	10.9	10.0	9.4	9.6
玄海町	3.5	2.4	2.3	2.4	3.3	2.9	2.5	3.7	4.1	3.6	1.6	0.6	▲ 0.2	▲ 0.1	0.0
有田町	20.3	18.6	16.5	14.3	12.7	10.9	8.9	7.6	6.9	7.2	8.2	8.8	9.1	8.3	8.4
大町町	12.4	11.9	11.4	10.6	10.3	10.1	9.0	7.0	5.1	5.2	6.5	7.8	8.0	7.8	7.5
江北町	18.4	17.6	17.0	16.9	16.1	15.4	13.8	12.0	10.1	9.3	10.1	11.4	12.4	12.3	11.9
白石町	13.4	12.5	11.4	10.2	9.1	8.3	7.6	6.9	6.9	7.5	8.5	9.2	10.0	10.0	10.1
太良町	10.9	10.1	9.5	9.0	8.5	7.8	6.4	4.9	3.9	3.5	3.7	4.2	4.5	5.0	5.5
町計	15.0	14.3	13.5	12.9	12.3	11.5	10.4	9.3	8.6	8.3	8.3	8.4	8.3	8.0	7.8
県計	15.3	14.7	13.8	12.9	12.2	11.5	10.6	9.7	8.9	8.6	8.5	8.5	8.3	8.0	7.9

(注) 1. 各年度とも、当該年度を含む過去3か年の平均である。

2. 市計、町計、県計は単純平均である。

3. この数値が18%以上になると地方債の発行に許可が必要になり、25%以上になると一定の地方債が制限される。

(8) 市町財政指標の推移(つづき)

7. 将来負担比率の推移

7. 付帯負担比率の推移																
市町名	年度															
	H20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2	R3	R4	
佐賀市	19.3	30.5	10.7	6.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
唐津市	163.3	146.6	131.3	141.4	138.2	140.2	129.7	128.2	130.8	109.9	108.1	115.8	112.7	115.2	114.4	
鳥栖市	95.9	79.6	79.8	62.3	46.6	28.6	14.8	—	—	—	—	—	—	—	—	
多久市	37.2	36.7	12.6	0.2	19.2	—	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	
伊万里市	204.3	194.3	171.8	157.0	166.0	149.7	127.5	96.1	88.8	91.3	78.4	69.0	53.2	35.0	33.5	
武雄市	75.9	63.9	40.1	30.2	21.9	8.7	13.5	21.7	31.2	36.7	20.8	25.5	9.2	18.1	22.2	
鹿島市	79.4	68.3	47.7	37.7	35.3	29.8	58.0	68.9	92.6	97.2	97.2	97.8	94.1	79.6	93.5	
小城市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
嬉野市	77.4	62.7	45.9	39.1	37.6	61.7	84.5	78.4	70.7	69.3	68.5	58.9	26.8	8.7	—	
神埼市	166.1	141.3	111.5	103.4	74.5	60.0	59.9	31.4	21.0	53.6	35.2	47.2	58.1	50.6	37.0	
市計	102.1	91.5	72.4	64.2	67.4	68.4	61.0	70.8	72.5	76.3	68.0	69.0	59.0	51.2	60.1	
吉野ヶ里町	123.9	108.4	78.3	67.6	46.3	21.4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
基山町	85.5	104.9	83.2	64.0	20.2	5.0	14.6	24.2	—	31.3	—	—	—	—	—	
上峰町	191.4	155.4	141.6	113.9	80.6	61.2	37.2	—	—	—	—	—	—	—	—	
みやき町	120.6	102.7	82.5	65.3	42.8	39.8	29.3	34.6	35.2	—	—	—	—	—	—	
玄海町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
有田町	158.1	147.0	125.5	94.9	80.0	71.9	62.7	55.1	50.4	54.2	12.4	8.7	—	—	—	
大町町	79.1	64.9	51.3	30.9	0.6	53.9	52.6	43.3	45.9	8.5	—	—	—	—	—	
江北町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
白石町	63.1	60.7	32.1	18.9	1.6	—	—	3.4	4.2	15.8	17.1	15.8	4.3	—	—	
太良町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
町計	117.4	106.3	84.9	65.1	38.9	42.2	39.3	32.1	33.9	27.5	14.8	12.3	4.3	—	—	
県計	108.8	98.0	77.9	64.6	54.1	56.3	52.7	53.2	57.1	56.8	54.7	54.8	51.2	51.2	60.1	

(注) 1. 市計、町計、県計は、比率の算定団体の単純平均である。

2. 充当可能財源が将来負担額より大きい場合は、将来負担比率が算定されないため「—」と表記している。

3. この数値が350%以上になると早期健全化団体となり、財政健全化計画の策定が必要となる。

(9) 令和4年度市町決算状況

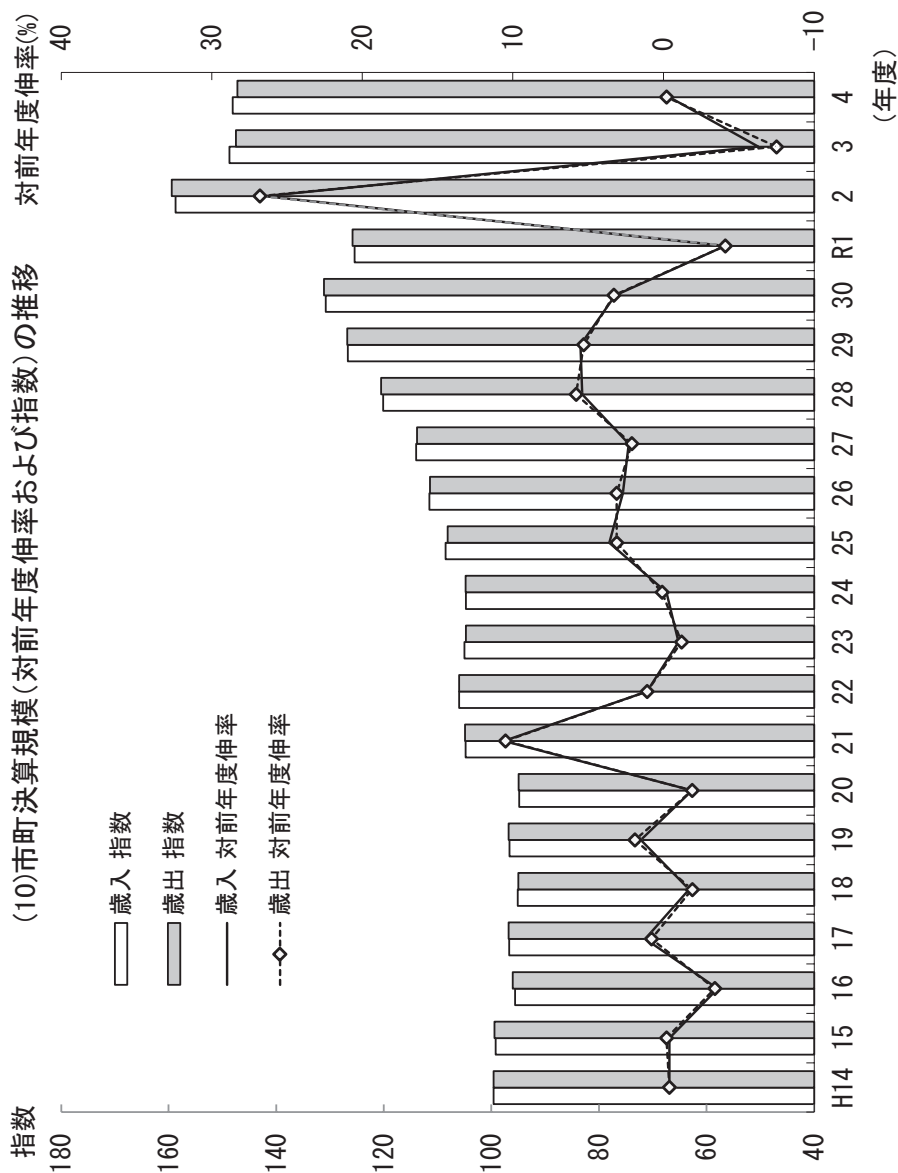
(単位:千円, %)

区 分	令和3年度 (a)	令和4年度 (b)	増 減 (b-a) (c)	伸 び 率 (c)/(a) %
歳 入 (A)	531,067,020	529,009,117	△ 2,057,903	△ 0.4
歳 出 (B)	511,387,167	510,470,424	△ 916,743	△ 0.2
形 式 収 支 (A-B) (C)	19,679,853	18,538,693	△ 1,141,160	△ 5.8
翌年度に繰り越すべき財源(D)	4,809,210	3,755,774	△ 1,053,436	△ 21.9
実 質 収 支 (C-D) (E)	14,870,643	14,782,919	△ 87,724	△ 0.6
単 年 度 収 支 (F)	5,830,168	△ 87,724	△ 5,917,892	△ 101.5
積 立 金 (G)	7,314,868	6,255,333	△ 1,059,535	△ 14.5
繰 上 償 還 金 (H)	2,306	223,532	221,226	9,593.5
積 立 金 取 崩 し 額 (I)	852,095	2,624,220	1,772,125	208.0
実質単年度収支(F+G+H-I)	12,295,247	3,766,921	△ 8,528,326	△ 69.4

(10) 市町決算規模の推移(県計)

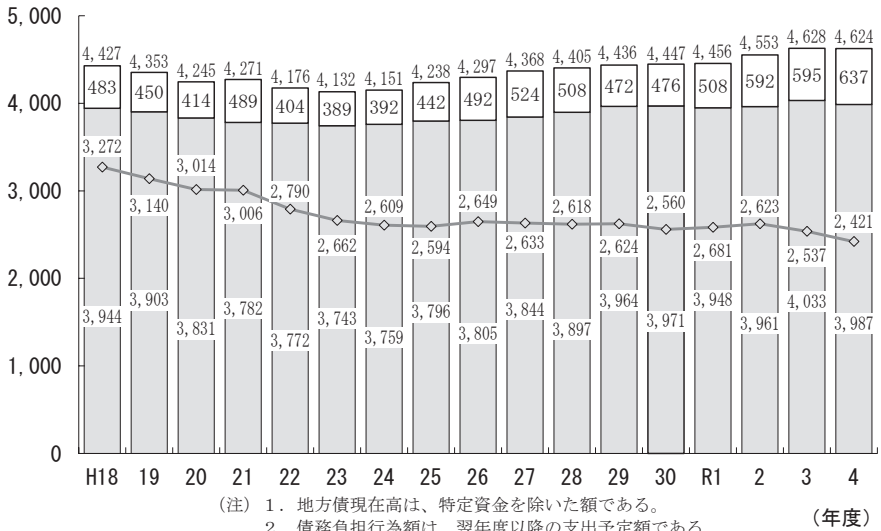
(単位:千円、%)

区 分	歳 入			歳 出		
	決 算 額	対前年度伸率	指 数	決 算 額	対前年度伸率	指 数
平成14	355,581,297	△ 0.4	100	345,268,155	△ 0.4	100
15	354,275,404	△ 0.4	100	344,618,896	△ 0.2	100
16	341,428,695	△ 3.6	96	332,848,599	△ 3.4	96
17	345,504,763	1.2	97	335,576,989	0.8	97
18	339,681,420	△ 1.7	96	329,363,187	△ 1.9	95
19	344,909,749	1.5	97	335,606,705	1.9	97
20	338,496,099	△ 1.9	95	329,205,201	△ 1.9	95
21	374,397,739	10.6	105	363,807,774	10.5	105
22	378,479,562	1.1	106	367,674,051	1.1	107
23	374,855,520	△ 1.0	105	363,117,800	△ 1.2	105
24	374,033,601	△ 0.2	105	363,569,024	0.1	105
25	387,569,842	3.6	109	374,716,858	3.1	109
26	398,059,498	2.7	112	386,440,140	3.1	112
27	407,110,621	2.3	115	394,739,430	2.1	114
28	428,953,689	5.4	121	417,713,180	5.8	121
29	452,600,978	5.5	127	439,770,239	5.3	127
30	467,029,838	3.2	131	454,491,354	3.3	132
令和元	447,852,492	△ 4.1	126	436,055,427	△ 4.1	126
2	566,668,711	26.5	159	552,816,544	26.8	160
3	531,067,020	△ 6.3	149	511,387,167	△ 7.5	148
4	529,009,117	△ 0.4	148	510,470,424	△ 0.2	147



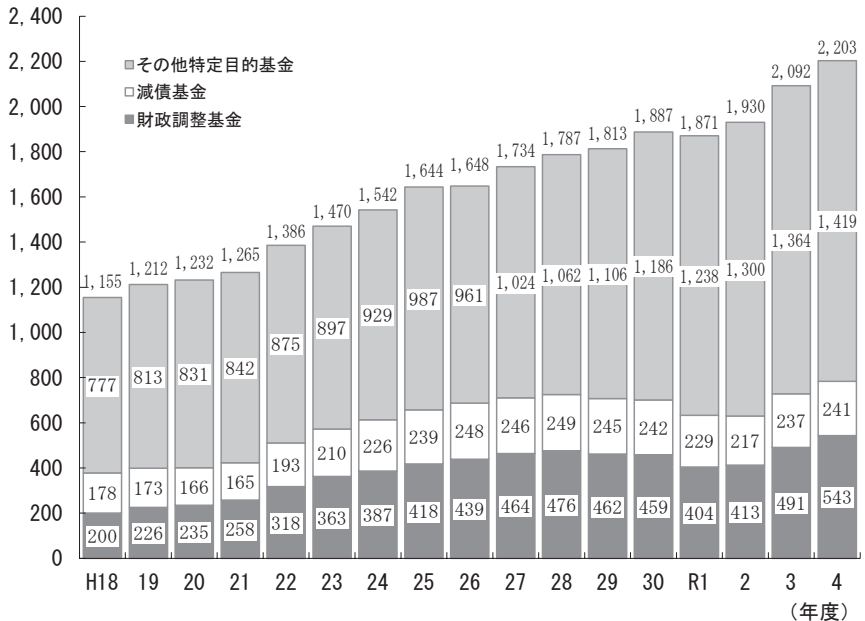
(11)将来にわたる財政負担の推移

(単位:億円)



(12)積立金現在高の推移

(単位:億円)



(13) 主要財政指標

項 目			単位	令和4年度		令和5年度		令和6年度		MEMO	
					伸率		伸率		伸率		
1	国内総生産（名目）			兆円	566.5	1.8	597.5	5.5	615.3	3.0	
2	消費者物価指数・変化率			(%)	3.2		3.0		2.5		
3	主 な も の 予 算	歳 入	租税及び印紙収入	億円	652,350	13.6	694,400	6.4	696,080	0.2	令和6年度の 国債費 / 一般会計 国債費 270,090 億円 一般会計 1,120,717 億円 構 成 比 24.1 %
			公 債	〃	369,260	▲ 15.3	356,230	▲ 3.5	349,490	▲ 1.9	
			（公債依存度）	(%)	34.3		31.1		31.2		
		歳 出	公共事業関係費	億円	60,574	0.0	60,600	0.0	60,828	0.4	
			国 債 費	億円	243,393		252,503		270,090		
			（一般会計・当初）	〃	1,075,964	0.9	1,143,812	6.3	1,120,717	▲ 2.0	
4	財政投融资計画			億円	188,855	▲ 53.8	162,687	▲ 13.9	133,376	▲ 18.0	
5	主 な も の 財 政 計 画	歳 入	地方税	億円	413,073	7.7	429,397	4.0	427,409	▲ 0.5	計算式 地方税 +地方交付税 +地方譲与税 +地方特例交付金
			地方交付税	〃	181,607	3.4	184,546	1.6	187,575	1.6	
			地方債	〃	76,086	▲ 32.3	68,172	▲ 10.4	63,105	▲ 7.4	
			うち臨時財政対策債	〃	17,805		9,946		4,544	▲ 54.3	
			地方特例交付金	〃	2,267		2,169		11,320	421.9	
			地方譲与税	〃	25,978		26,001		27,293	5.0	
			（地方一般） 財源比率	(%)	70.4		70.6		70.1		
		歳 出	一般行政経費	億円	415,851	1.3	422,129	1.5	438,080	3.8	
			公共事業費	〃	52,480	▲ 0.6	52,307	▲ 0.3	50,788	▲ 2.9	
			地方単独事業費	〃	63,139	1.5	63,139	0.0	63,639	0.8	
			公 債 費	億円	115,365		113,269		109,273	△ 3.5	
		計（歳入＝歳出）			〃	909,928	0.8	923,584	1.5	939,269	1.7
6	主 な も の 地 方 債 計 画		一般公共事業債	億円	15,905	▲ 1.2	15,889	▲ 0.1	15,794	▲ 0.6	
			辺地及び過疎対策事業債	〃	5,730	3.8	5,940	3.7	6,270	5.6	
			一般単独事業債	〃	28,014	1.0	27,388	△ 2.2	26,846	▲ 2.0	
			（普通会計ベース）	〃	76,086	▲ 32.3	68,172	▲ 10.4	63,105	▲ 7.4	

※「5 地方財政計画」、「6 地方債計画」は通常収支分と東日本大震災分の合算額。

（注）

- 1～2… $\left\{ \begin{array}{l} 4年度－実績 \\ 5年度－実績見込 \\ 6年度－見通し \end{array} \right.$
 3……… 当初予算額
 4～6… 計画額

(14)地方財政計画歳入歳出一覧

歳入歳出総括表

区 分		令和6年度		令和5年度		令和4年度
		億円	対前年%	対前々年%	億円	対前年%
歳入	地 方 税	427,410	▲ 0.5	3.5	429,397	4.0
	地 方 譲 与 税	27,292	5.0	5.1	26,001	0.1
	地 方 特 例 交 付 金	11,320	421.9	399.3	2,169	▲ 4.3
	地 方 交 付 税	187,575	1.6	3.3	184,546	1.6
	震 災 復 興 特 別 交 付 税 以 外	186,671	1.7	3.4	183,611	1.7
	震 災 復 興 特 別 交 付 税	904	▲ 3.3	▲ 15.4	935	▲ 12.5
	国 庫 支 出 金	159,700	5.3	6.0	151,717	0.7
	地 方 債	63,105	▲ 7.4	▲ 17.1	68,172	▲ 10.4
	使 用 料 及 び 手 数 料 ※ 1	62,898	2.1	4.4	15,646	▲ 0.5
歳出	雑 収 入 ※ 1				45,936	3.1
	計	939,300	1.7	3.2	923,584	1.5
	給 与 関 係 経 費	202,300	1.6	1.3	199,107	▲ 0.3
	一 般 行 政 経 費	436,900	3.5	5.1	422,129	1.5
	補 単 独	251,400	4.5	6.8	240,633	2.2
	国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	153,900	2.6	3.2	150,070	0.6
	デジタル田園都市国家構想事業費	14,900	1.2	▲ 0.6	14,726	▲ 1.7
	う ち 地 方 創 生 推 進 費	12,500	0.0	4.2	12,500	4.2
	う ち 地 域 デジタル社会推進費	10,000	0.0	0.0	10,000	0.0
歳入	地 域 社 会 再 生 事 業 費	2,500	0.0	25.0	2,500	25.0
	公 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	4,200	0.0	0.0	4,200	0.0
	公 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	109,000	▲ 3.8	▲ 5.5	113,269	▲ 1.8
	維 持 補 修 費	15,300	0.4	2.4	15,237	1.9
	投 資 的 経 費	119,900	▲ 0.9	▲ 1.1	120,968	▲ 0.2
	直 轄 ・ 補 助 単 独	56,300	▲ 2.6	▲ 3.1	57,829	▲ 0.4
	う ち 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	63,600	0.7	0.7	63,139	0.0
	う ち 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	5,000	0.0	0.0	5,000	0.0
	う ち 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,800	0.0	▲ 17.2	4,800	▲ 17.2
歳出	う ち 脱 炭 素 化 推 進 事 業 費	4,000	0.0	0.0	4,000	0.0
	う ち 子 供 ・ 子 育 て 支 援 事 業 費	1,000	0.0	皆 増	1,000	皆 増
	公 営 企 業 繰 出 金	500	皆 増	皆 増	—	—
	企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分	23,200	▲ 3.2	▲ 4.7	23,974	▲ 1.5
	そ の 他	13,100	▲ 6.4	▲ 9.0	13,997	▲ 2.8
	不 交 付 団 体 水 準 超 経 費	10,100	1.2	1.5	9,977	0.3
	計	29,800	3.1	61.1	28,900	56.2
	地 方 一 般 歳 出	939,300	1.7	3.2	923,584	1.5
	(公 債 費 ・ 企 業 債 償 還 費 普 通 会 計 負 担 分 ・ 不 交 付 団 体 水 準 超 経 費 を 除 く)	787,100	2.6	3.3	767,418	0.8
臨 時 財 政 対 策 債		4,544	▲ 54.3	▲ 74.5	9,946	▲ 44.1

(注) 通常収支分と東日本大震災分の合算額。

※1 令和6年度地方財政計画の概要に記載なし

地方財政対策後の姿

(単位：億円、%)

区 分		令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
交 付 税	入 口	167,447	162,758	4,689	2.9
	出 口	187,575	184,546	3,029	1.6
地 方 債		63,105	68,172	▲ 5,067	▲ 7.4
地 方 債 (臨 時 財 政 対 策 債 除 く)		58,561	58,226	335	0.6
交 付 税 (出 口)					
+					
臨 時 財 政 対 策 債		192,119	194,492	▲ 2,373	▲ 1.2

(注) 通常収支分と東日本大震災分の合算額。

資料出典一覧

項 目		資 料
コ ー ド 番 号		総務省「全国地方公共団体コード」（末尾の検査数字を含む）
類 型		総務省「令和4年度都道府県別類似団体区分一覧表」
人 口 高 齢 者 人 口 世 帯 数	昭 和 35. 10. 1	「昭和35年国勢調査」
	平 成 22. 10. 1	「平成22年国勢調査」
	平 成 27. 10. 1	「平成27年国勢調査」
	令 和 2. 10. 1	「令和2年国勢調査」
	令 和 5. 1. 1	「住民基本台帳年報（令和5年1月1日現在）」
面 積	総 面 積	国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」 *境界未定の市町は参考数値
	耕 地 林 山	「令和5年度概要調書」
選 挙 人 名 簿 登 録 者 数		「令和6年3月1日定時登録者数報告」
職 員	職 員 数	「令和5年地方公共団体定員管理調査」 *佐賀県市区町村ハンドブック平成27年4月版までは、教育長を含む人数を記載していた
	職 員 給 料	「令和5年地方公務員給与実態調査」 *平均年齢は、10進法表示
	ラスパイレス指数	「令和5年地方公務員給与実態調査」 *国家公務員を100とした場合の市町職員の給与水準
産 業 構 造	総 生 産 額	「令和2年度市町民経済計算」
	就 業 人 口	「令和2年国勢調査」
産 業 の 状 況	農 業	「2020年農林業センサス」 ※基幹的農業従事者（15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者）を記載
	工 業	「令和2年工業統計調査 令和2.6.1現在」 *従業者4人以上の事業所
	商 業	「令和3年経済センサス-活動調査 産業別集計（卸売業、小売業）」
財 政	決 算	「令和4年度地方財政状況調査（決算統計）」 *地方債現在高は、特定資金を除いた額
	類 団（類似団体）	「令和3年度類似団体別市区町村財政指数表」
市 町 公 共 施 設 状 況		○道路…令和4年度公共施設状況調査
		○公園…令和4年度公共施設状況調査
		○し尿…令和4年度公共施設状況調査
		○ごみ…令和4年度公共施設状況調査
		○上水道等…給水人口（上水道・簡易水道・飲料水供給施設） 上水道…令和4年度地方公営企業決算統計より 簡易水道・飲料水供給施設…令和4年度公共施設状況調査より
		※給水人口は当該市町に居住し、現に給水している人の人数のため、住民基本台帳の人口を超える場合があります。
		○下水道等…現在処理区域内人口 {（公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・小規模集合排水処理施設・特定地域生活排水処理施設・個別排水処理施設）現在処理区域内人口+（コミュニティ・プラント・合併処理浄化槽）処理人口} 公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水施設・漁業集落排水施設・小規模集合排水処理施設・特定地域生活排水処理施設・個別排水処理施設 … 令和4年度地方公営企業決算統計より コミュニティ・プラント・合併処理浄化槽 … 令和4年度公共施設状況調査より
		※各施設の処理区域が相互に重複する場合など、区域内の処理人口が市町の人口を超える場合があります。
教 育		佐賀県統計分析課「令和5年度学校基本統計速報」
福 祉		佐賀県長寿社会課「社会福祉施設等名簿（令和5年12月1日現在）」
		佐賀県こども未来課「福祉行政報告例（令和5年12月1日現在）」
医 療	施 設 数	令和4年医療施設調査・病院報告_表3、表4
	医 師 数	令和4年医師・歯科医師・薬剤師統計（隔年）_表6

財政用語解説

用 語	見 方 等	算 式
(1) 財政力指数	財政力指数が「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財政力が強いとされ、当該年度の基準財政収入額が基準財政需要額を超える場合は普通交付税の不交付団体となる。	$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \times 100 (\%)$ の算式によって得た比率の過去3カ年の数値の平均
(2) 実質収支比率	財政運営の健全性を示す指標で、おおむね3～5%程度が望ましいと考えられている。	$\frac{\text{実質収支額}}{\text{標準財政規模} + \text{臨時財政対策債発行可}} \times 100 (\%)$
(3) 経常収支比率	財政構造の弾力性を測定する比率として使われている指標である。この比率が低いほど新たな行政需要に弾力的に対応できることになり、財政構造に弾力性があることになる。この比率が75%を超えないことが望ましいとされている。	$\frac{\text{経常経費充当一般財源の額}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減収補填債特例分} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$
(4) 公債費負担比率	地方債の償還経費である公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示すもの。 一般的には、財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。 一般財源等 $\left(\begin{array}{l} \text{地方税、地方譲与税及び地方交付税をもって代表} \\ \text{される一般財源のほか、国庫支出金、財産収入、繰} \\ \text{入金などの財源で一般財源と同様に使用される財源} \\ \text{の金額} \end{array} \right)$	$\frac{\text{公債費充当一般財源等}}{\text{一般財源等総額}} \times 100 (\%)$
(5) 実質公債費比率	「元利償還金の水準」を測るため、市場の信頼性の確保や公平性の確保、透明化、明確化の観点から、従来用いられていた起債制限比率に見直しを加えたもの。以下は、それぞれの比率における許可基準である。 ①18%以上25%未満の団体 … 公債費負担適正化計画の内容及びその実施状況等を勘案し、特に制限をする必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準により、地方債の発行を許可する。 ②25%以上35%未満の団体 … 財政健全化計画の内容及びその実施状況等を勘案し、特に制限をする必要があるものを除き、同意基準と同様の内容の許可基準により、地方債の発行を許可する。 ③35%以上の団体 … 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく財政再生計画の策定が義務づけられ、当該計画について総務大臣の同意を得ない限り、地方債の発行が制限される。	$\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100 (\%)$ 上記算式によって得た比率の過去3年間の平均をいう。 A…元利償還金（繰上償還を除く） B…地方債の元利償還金に準ずるもの C…元利償還金に充てられる特定財源 D…普通交付税の額の基準財政需要額に算入された地方債の元利償還金 E…標準財政規模
(6) 実質赤字比率	地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すもの。	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$
(7) 連結実質赤字比率	すべての会計の赤字や黒字を合算して、赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示すもの。	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$

用 語	見 方 等	算 式															
(8) 将来負担比率	地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すものの。	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{基準財政規模} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100 (\%)$															
(9) 基準財政規模	地方公共団体の一般財源の標準規模を示す額である。	$\left(\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割における税源移譲相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方消費税交付金に係る引き上げ分の25\%} \end{array} \right) \times \frac{100}{75} + \left(\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right) + \text{普通交付税} + \text{臨財債発行可能額}$															
(10) 自主財源と依存財源	自主財源とは、自主的に収入しうる財源をいい、依存財源とは、国（県）の決定により交付されたり、割り当てられたりする収入をいう。自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。	自主財源 = 市町村税＋分担金・負担金＋使用料＋手数料＋財産収入＋寄附金 ＋繰入金＋繰越金＋諸収入 依存財源 = 地方交付税＋国庫支出金＋都道府県支出金＋地方譲与税＋地方債															
(参考) 健全化判断比率に係る早期健全化基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>早 期 健 全 化 基 準</th><th>財 政 再 生 基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実 質 赤 字 比 率</td><td>財政規模に応じ11.25％～15％</td><td>20％</td></tr> <tr> <td>連 結 実 質 赤 字 比 率</td><td>財政規模に応じ16.25％～20％</td><td>30％ ※</td></tr> <tr> <td>実 質 公 債 費 比 率</td><td>25％</td><td>35％</td></tr> <tr> <td>将 来 負 担 比 率</td><td>350％</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> ※3年間(平成21年度～平成23年度)の経過的な基準(市町は40％→40％→35％)が設けられていた。				早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準	実 質 赤 字 比 率	財政規模に応じ11.25％～15％	20％	連 結 実 質 赤 字 比 率	財政規模に応じ16.25％～20％	30％ ※	実 質 公 債 費 比 率	25％	35％	将 来 負 担 比 率	350％	-
	早 期 健 全 化 基 準	財 政 再 生 基 準															
実 質 赤 字 比 率	財政規模に応じ11.25％～15％	20％															
連 結 実 質 赤 字 比 率	財政規模に応じ16.25％～20％	30％ ※															
実 質 公 債 費 比 率	25％	35％															
将 来 負 担 比 率	350％	-															

類型の分類基準

類型とは、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、しかも容易、かつ、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」の2要素の組合せによって分類されたものであり、令和2年国勢調査及び平成27年国勢調査の結果に基づき設定されている。なお、人口、産業構造の設定方法は、次の表のとおりである。

また、次の表以外では、人口50万以上の市のうちから政令で指定される「政令指定都市」、人口20万以上の市の申出に基づき政令で指定される「中核市」、平成27年4月1日に廃止された特例市制度に基づいて指定された「施行時特例市」があり、県内では、佐賀市が「施行時特例市」に該当する。

(一般市)

・人口		・産業構造		
類型	人	産業構造		
I	50,000 人未満	0	Ⅱ次、Ⅲ次 90%未満	Ⅲ次55%未満
Ⅱ	50,000 人以上 ～ 100,000 人未満	1		Ⅲ次55%以上
Ⅲ	100,000 人以上 ～ 150,000 人未満	2	Ⅱ次、Ⅲ次 90%以上	Ⅲ次65%未満
Ⅳ	150,000 人以上	3		Ⅲ次65%以上

(町 村)

・人口		・産業構造		
類型	人	産業構造		
I	5,000 人未満	0	Ⅱ次、Ⅲ次80%未満	
Ⅱ	5,000 人以上 ～ 10,000 人未満	1	Ⅱ次、Ⅲ次 80%以上	Ⅲ次60%未満
Ⅲ	10,000 人以上 ～ 15,000 人未満	2		Ⅲ次60%以上
Ⅳ	15,000 人以上 ～ 20,000 人未満			
V	20,000 人以上			

(注) 人口は令和2年国勢調査、産業構造は平成27年国勢調査による。

産業構造の比率は、分母は就業人口総数（分類不能の産業を含む。）
 分子のⅡ次、Ⅲ次就業人口には分類不能の産業を含めず算出されている。

(1.5) 地方公営事業の現況(令和5年3月31日現在)

[illegible]

○… 黒字事業（黒字・赤字の区分は、法適用企業については経常損益、法適用企業以外については実質収支による。国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業は、各負担金及び交付金精算（予定）額を除く実質収支額。）

●…赤字事業（同上）

△… 想定企業会計（神埼市の簡易水道事業、唐津市の介護サービス事業のうち指定介護老人福祉施設である特別養護老人ホームちぐさのは想定企業会計となっている。）

… 介護サービス事業については、施設数を事業数として換算

(16) 令和4年度地方公営企業経営状況一覧表(法適用企業)

(単位:千円、%)

事業名・団体名等			総収	益	費	用	純損	益	経常損	益	不良債務	需 欠 損	積 金	企 業 現 在	他 会 計 か ら の 繰 入 金	経 常 収 支 率
上水道	佐賀市	末端給水	4,176,371	3,558,426	617,945	618,849	0	0	0	4,767,085	56,342	117.4				
	唐津市		3,068,380	2,806,033	262,347	262,952	0	0	10,893,523	407,481	109.4					
	鳥栖市		1,508,495	1,325,974	182,521	181,919	0	0	4,688,445	7,192	113.7					
	伊万里市		1,402,516	1,368,205	34,311	34,311	0	0	5,210,119	128,424	102.5					
	鹿島市		534,193	453,860	80,333	80,117	0	0	2,190,157	11,403	117.7					
	小城市		292,858	267,074	25,784	26,007	0	0	230,728	3,341	109.7					
	玄海町		380,168	375,475	4,693	5,766	0	0	879,342	367,097	101.6					
	有田町		411,263	398,293	12,970	13,057	0	0	1,398,280	4,316	103.3					
	太良町		50,624	41,995	8,629	8,629	0	0	70,858	0	120.5					
	佐賀東部水道企業団	末端給水	2,383,324	2,199,820	183,504	175,781	0	0	1,118,704	35,136	108.0					
		用水供給	2,368,231	2,239,282	128,949	126,590	0	0	4,398,361	6,783	105.7					
	佐賀西部広域水道企業団	末端給水	3,738,152	3,730,816	7,336	2,423	0	0	4,431,819	304,480	100.1					
	用水供給	1,531,673	1,469,555	62,118	56,762	0	0	2,877,254	1,180	103.9						
工業用水道	佐賀市		13,866	12,924	942	942	0	0	40,746	8,296	107.3					
	唐津市		104,548	111,300	▲ 6,752	▲ 6,752	0	1,543,753	0	0	93.9					
	伊万里市		967,955	941,051	26,904	26,904	0	1,683,301	8,079,596	464,781	102.9					
	武雄市		54,363	54,360	3	3	0	0	0	19,451	100.0					
	杵島工業用水道企業団		206,172	142,507	63,665	39,576	0	0	0	52,500	127.8					
交通	佐賀市	自動車運送	1,088,379	1,044,479	43,900	45,591	0	0	0	139,273	104.4					
病院	佐賀市	佐賀市立富士大和温泉病院	1,579,783	1,515,290	64,493	64,493	0	0	1,337,438	327,759	104.3					
	唐津市	唐津市民病院 きたはた	685,631	651,538	34,093	43,466	0	0	385,256	129,352	106.8					
	多久市	多久市立病院	1,541,538	1,377,228	164,310	164,310	0	20,931	141,359	192,786	111.9					
	小城市	小城市民病院	1,532,314	1,198,261	334,053	341,082	0	0	83,201	169,531	128.6					
	太良町	町立太良病院	1,281,351	1,184,264	97,087	76,622	0	0	1,105,646	223,008	106.5					
	伊万里・有田地区医療福祉組合	伊万里市立 共立病院	5,122,615	4,257,332	865,283	831,083	0	0	2,382,369	420,667	120.0					
	下水道	佐賀市	公共下水道	6,232,910	6,118,863	114,047	115,211	0	0	51,461,909	2,023,080	101.9				
特定環境保全 公共下水道			349,792	349,792	0	17	0	0	2,194,373	270,215	100.0					
農業集落 排水施設			471,561	471,561	0	0	0	0	2,323,702	421,974	100.0					
特定地域生活 排水処理施設			412,069	412,069	0	▲ 31	0	0	998,409	174,194	100.0					
個別排水 処理施設			1,060	1,060	0	0	0	0	3,788	981	100.0					
唐津市		公共下水道	2,798,685	2,897,795	▲ 99,110	▲ 92,463	0	500,689	25,708,848	1,540,499	96.8					
		特定環境保全 公共下水道	537,112	612,951	▲ 75,839	▲ 75,677	0	953,365	8,277,965	382,893	87.7					
		農業集落 排水施設	464,155	485,887	▲ 21,732	▲ 21,730	0	281,770	3,257,577	405,703	95.5					
		漁業集落 排水施設	287,795	286,121	1,674	1,689	0	107,348	1,151,779	245,151	100.6					
		小規模集合 排水施設	3,516	3,190	326	326	0	0	1,728	3,145	110.2					
		特定地域生活 排水処理施設	361,007	351,582	9,425	9,481	0	321,175	876,656	208,794	102.7					
鳥栖市		公共下水道	2,518,818	2,291,989	226,829	220,165	0	0	18,299,284	444,033	109.6					
伊万里市		公共下水道	1,134,903	1,083,072	51,831	51,831	0	0	6,713,659	624,152	104.8					
		農業集落 排水施設	132,656	124,962	7,694	7,694	0	0	712,739	116,140	106.7					
		個別排水 処理施設	2,226	2,226	0	0	0	0	5,492	1,685	100.0					

事業名・団体名等			総 収 益	総 費 用	純 損 益	経 常 損 益	不 良 債 務	累 欠 損	積 金	企 業 在 価	他 の 会 計 か ら の 繰 入	経 常 収 支 率
下 水 道	武 雄 市	公 共 下 水 道	280,333	218,920	61,413	61,413	0	0	2,311,188		156,065	128.1
		農 業 集 落 排水 施設	758,062	594,075	163,987	164,011	0	0	3,653,493		514,560	127.6
		特定地域生活排水処理施設	344,172	339,392	4,780	4,091	0	0	1,437,834		122,293	101.2
	鹿 島 市	公 共 下 水 道	993,259	955,464	37,795	37,857	0	0	6,634,729		528,972	104.0
	小 城 市	公 共 下 水 道	821,482	693,578	127,904	126,069	0	0	6,343,074		493,905	118.5
		特定環境保全公共下水道	752,434	643,021	109,413	100,781	0	0	6,123,032		460,930	115.9
		農 業 集 落 排水 施設	224,897	184,289	40,608	28,686	0	0	842,166		126,378	115.6
		特定地域生活排水処理施設	80,757	55,099	25,658	20,858	0	0	191,213		40,231	137.9
	嬉 野 市	公 共 下 水 道	318,826	312,116	6,710	10,357	0	0	2,456,769		0	103.4
		農 業 集 落 排水 施設	388,587	362,455	26,132	28,287	0	0	2,337,473		0	107.9
		特定地域生活排水処理施設	84,787	73,374	11,413	8,427	0	0	240,294		0	111.6
	神 埼 市	公 共 下 水 道	683,630	598,029	85,601	85,540	0	0	7,465,605		268,234	114.3
		特定地域生活排水処理施設	312,267	274,237	38,030	38,027	0	0	840,414		142,932	113.9
	基 山 町	公 共 下 水 道	427,886	395,560	32,326	32,326	0	0	2,300,339		147,603	108.2
	有 田 町	公 共 下 水 道	580,213	492,816	87,397	87,672	0	0	4,604,942		315,000	117.8
		農 業 集 落 排水 施設	70,922	54,221	16,701	15,212	0	0	221,426		47,336	128.1
		特定地域生活排水処理施設	263,657	254,974	8,683	8,765	0	0	1,103,909		140,000	103.4
	白 石 町	特定環境保全公共下水道	259,451	250,982	8,469	8,493	0	0	3,506,288		247,778	103.4
		農 業 集 落 排水 施設	355,603	353,378	2,225	2,239	0	0	2,239,275		256,827	100.6

(17)令和4年度地方公営企業経営状況一覧表(法非適用企業)

(単位:千円)

事業名・団体名等			歳入 (A)	歳出 (B)	形式収支 (A)-(B)	実質収支	企業 現在 価 高	他会計から の繰入金
簡易水道	神 埼 市		719	719	0	0	1,436	719
	吉野ヶ里町		2,662	2,641	21	21	0	1,324
	太 良 町		144,075	129,846	14,229	14,229	156,265	39,696
観光施設		休 養 宿 泊	8,302	6,263	2,039	2,039	0	0
	唐 津 市	そ の 他 観 光 施 設	36,541	35,500	1,041	1,041	0	0
	武 雄 市	給 湯 施 設	22,839	20,083	2,756	2,756	0	0
宅地造成	鳥 栖 市	工 業 用 地 造 成	589,438	589,397	41	0	2,423,089	90,771
	多 久 市	宅 地 造 成	6,639	6,639	0	0	8,418	6,639
	武 雄 市	工 業 用 地 造 成	471,553	471,553	0	0	1,125,300	583
	吉野ヶ里町	工 業 用 地 造 成	16,249	16,199	50	50	163,500	846
	み や き 町	宅 地・工 業 用 地 造 成	119,474	47,586	71,888	71,888	0	12,884
	有 田 町	工 業 用 地 造 成	10,655	10,655	0	0	13,603	7,520
下 水 道	多 久 市	公 共 下 水 道	626,693	599,811	26,882	17,806	3,347,001	193,392
		農 業 集 落 排 水 施 設	89,269	79,833	9,436	8,472	410,903	48,378
	神 埼 市	農 業 集 落 排 水 施 設	31,491	31,491	0	0	135,980	31,491
	吉野ヶ里町	公 共 下 水 道	731,464	654,764	76,700	7,617	2,559,062	333,195
		農 業 集 落 排 水 施 設	92,317	89,993	2,324	0	118,050	57,972
	上 峰 町	農 業 集 落 排 水 施 設	675,323	629,400	45,923	45,923	3,037,621	252,786
	み や き 町	公 共 下 水 道	1,099,956	1,077,592	22,364	4,064	4,639,154	247,618
		特定環境保全公共下水道	454,753	445,749	9,004	3,268	1,753,480	98,597
		農 業 集 落 排 水 施 設	140,915	136,747	4,168	3,968	428,043	82,885
	玄 海 町	特定地域生活排水処理施設	230,796	220,687	10,109	10,109	176,075	67,820
		特定環境保全公共下水道	253,788	208,319	45,469	45,469	1,147,726	188,624
		農 業 集 落 排 水 施 設	48,918	48,194	724	724	214,720	43,205
	江 北 町	特定環境保全公共下水道	548,663	531,506	17,157	14,131	3,764,758	347,738
		農 業 集 落 排 水 施 設	105,432	103,585	1,847	1,847	486,240	73,877
		特定地域生活排水処理施設	17,270	16,570	700	700	45,427	7,707
	太 良 町	個 別 排 水 処 理 施 設	223	223	0	0	0	138
		漁 業 集 落 排 水 施 設	48,098	45,853	2,245	2,245	117,832	34,328
	伊万里・有田地区 医療福祉組合	指定介護・短期入所施設	521,002	420,758	100,244	100,244	0	0

【参考】地方公営企業用語集

< 共 通 >

地方公営企業

地方公営企業とは、地方公共団体が経営する企業を指し、具体的には地方財政法施行令第 46 条において、①水道事業、②工業用水道事業、③交通事業、④電気事業、⑤ガス事業、⑥簡易水道事業、⑦港湾整備事業、⑧病院事業、⑨市場事業、⑩と畜場事業、⑪観光施設事業、⑫宅地造成事業、⑬公共下水道事業（公共下水道、特定公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設、個別排水処理施設）の 13 事業が指定されている。

また、その財政運営については、地方財政法第 6 条において、「公営企業で政令に定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない」とされ、特別会計の設置と適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められている。

なお、地方公営企業の決算についての統計として、地方公営企業決算状況調査（いわゆる「公営企業決算統計」）が毎年度実施されている。

法適用企業・法非適用企業

○法適用企業

地方公営企業の合理的、能率的運営を図るため、地方自治法、地方財政法及び地方公務員法の特例法として地方公営企業法が制定されており、同法第 2 条第 1 項において同法が全部適用されるものとして、①水道事業、②工業用水道事業、③軌道事業、④自動車運送事業、⑤鉄道事業、⑥電気事業、⑦ガス事業の 7 事業（いわゆる「法定 7 事業」）が指定されている。また、同法第 2 条第 2 項においては、財務規定が一部適用されるものとして、病院事業が指定されている。これら同法の全部又は財務規定を適用している事業であり、経理事務を企業会計方式で行っているもの。

○法非適用企業

地方財政法施行令第 46 条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業のうち、地方公営企業法を適用していない事業であり、経理事務を官庁会計方式で行っているもの。

公営企業繰出金

地方公営企業の特別会計とこれを経営する地方公共団体の一般会計との間の経費の負担区分の原則等に基づいて、一般会計が公営企業会計等に対して繰り出すべき経費の総額は、毎年度策定される地方財政計画において、公営企業繰出金として計上されている。

公営企業繰出金の対象経費は、その性質上当該公営企業の経常に伴う収入をもって充てること

が適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費に充てられるもの(地方財政法第6条、地方公営企業法第17条の2)とされ、主なものとしては、上水道事業における消火栓設置費及びその管理費に充てる一般会計負担金、病院事業における建設改良費に充てる一般会計出資金又は負担金、高度医療、救急医療、へき地医療の一般会計負担金等が計上されている。

これら地方財政計画に計上する基準は、毎年度総務副大臣通知(いわゆる「繰出基準」)により地方公共団体に示されており、このような基準を参考として地方公共団体ごとに繰り出す額を算定することとされている。

収益的収支・資本的収支

○収益的収支(収益的収支予算・3条予算)

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応するすべての費用をいう。収入には、サービスの提供の対価としての料金を主体とする収益を計上し、支出にはサービスの提供に関する職員関係費、物件費、動力費、支払利息等の諸経費のように現金が企業外部に流出する支出のほか、建物、機械、構築物等の固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上する必要がある。

具体的には、収入については、料金収入を主体とする「営業収益」、受取利息や他会計補助金等の「営業外収益」、固定資産売却益や過年度損益修正益等の「特別利益」からなり、支出については、人件費や物件費等の「営業費用」、支払利息等の「営業外費用」、臨時損失や過年度損益修正損等の「特別損失」からなる。

また、地方公営企業法施行規則第45条別記第一号様式の予算様式第3条に示されていることから、一般に「3条予算・3条収支」と呼ばれることもある。

○資本的収支(資本的収支予算・4条予算)

経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、現有施設に要した企業債の元金償還等の予定をいう。

建設改良費、企業債償還金(元金)、他会計からの長期借入金償還金など費用とは関係のない支出で、現金支出を必要とするものが計上され、収入には、企業債、固定資産売却代金(売却益を除く)、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄附金など収益に関係のない収入で現金を予定されるものが計上される。

また、地方公営企業法施行規則第45条別記第一号様式の予算様式第4条に示されていることから、一般に「4条予算・4条収支」と呼ばれることもある。

なお、4条予算において、資本的収入だけでは資本的支出に不足するときは、「補てん財源」という形で企業の内部留保資金等が財源として充てられることとされている。

官庁会計を採用している法非適用企業については、実際の歳入及び歳出を、公営企業決算統計においては、法適用企業に準じて収益的収支と資本的収支とに分別して調査している。

< 法 適 用 企 業 >

経常損益（経常利益・経常損失）

損益計算書の中間利益（損失）の一つであって、当期の経常的収益力を表し、営業収益から営業費用を控除して算出される営業利益（営業損失）に営業外収益及び営業外費用を加減することにより算出された利益（損失）であり、特別損益を除外して算出される。

$$\text{経常損益} = (\text{営業収益} + \text{営業外収益}) - (\text{営業費用} + \text{営業外費用})$$

純損益（純利益・純損失）

当該年度の総合的な収支状況を表し、総収益から総費用を差し引いた数値で、その数値がプラスであれば純利益（黒字）であり、マイナスであれば純損失（赤字）である。

$$\text{純損益} = \text{経常損益} \pm \text{特別損益}$$

当年度未処理欠損金

繰越利益剰余金年度末残高に当年度純損失を減じた額であり、この額が当年度の欠損金処理計算書によってそれぞれに処理される。

累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金（＝純損失）については、前年度からの繰越利益があればその利益をもって埋め、まだ欠損金に残額がある場合は、利益積立金があればこれによって埋める。

それでも欠損金に残額があれば、議会の議決を経て資本剰余金をもって埋めることができ、それでも、まだ未処理欠損金があれば、これを繰越欠損金として翌年度へ繰り越すこととなり、これが複数年度累積したものを累積欠損金という。

不良債務

企業の支払能力の良否は、現金、預金及び未収金等の流動資産（１年以内に換金し得る資産）等と一時借入金や未払金等の流動負債（１年以内に償還しなければならない短期債務）等との比率によって判断され、不良債務とは、流動負債等が流動資産等を上回る場合に発生するものである。

$$\begin{aligned} \text{不良債務} = & (\text{流動負債} - \text{企業債}^{\ast 1} - \text{長期借入金}^{\ast 1} - \text{リース債務}^{\ast 2}) \\ & - (\text{流動資産} - \text{翌年度へ繰越される支出の財源充当額}) \end{aligned}$$

※１：建設改良等の財源に充てるための企業債及び長期借入金

※２：地方債に関する省令附則第８条の３に係るリース債務（PFI法に基づく事業に係る建設事業費等）

< 法 非 適 用 企 業 >

実質収支

歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰越すべき財源を除いたものをいい、その数値がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字である。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支}^{\ast 3} - \text{翌年度へ繰越すべき財源}$$

※３：形式収支＝歳入（総収益＋資本的収入＋前年度からの繰越金＋収益的支出に充てた地方債）

－歳出（総費用＋資本的支出＋積立金＋前年度繰上充用金）

(1 8) 一部事務組合の状況 (R5. 4. 1時点)

組合の名称 (団体コード)	設 置 年月日	構成団体名	共同処理する主な事務	(郵便番号) 事 務 所 の 位 置 電話番号 F A X番号
------------------	------------	-------	------------	--

①県内における広域連合

佐賀中部広域連合 (418561)	H11. 2. 4	佐賀市 多久市 小城市 神埼市 吉野ヶ里町	(1) 介護保険事業 (2) 障害支援区分認定審査会の設置運営 (3) 消防事務(消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理に関する事務を除く)に關すること (4) 広域行政の推進に係る調査研究	(840-0826) 佐賀市白山二丁目1番12号 F (0952) 40-1111 F (0952) 40-1165
佐賀県後期高齢者 医療広域連合 (418955)	H19. 2. 1	県内全各市町	後期高齢者の医療制度に係る事務	(840-0201) 佐賀市大和町大字尼寺1870 (0952) 64-8476 F (0952) 62-0150

②県内における一部事務組合
(総合開発)

杵藤地区広域 市町村圏組合 (418307)	S47. 8. 8	武雄市 鹿島市 嬉野市 大町町 江北町 白石町 太良町	(1) ふるさと市町村圏計画の策定 (2) ごみ処理センター設置及び管理運営 (3) 葬斎公園の設置及び管理運営(太良町を除く) (4) 介護保険事業 (5) 障害者総合支援審査会の設置運営 (6) 消防事務(消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理に関する事務を除く) (7) 電子計算センター設置及び管理運営(太良町を除く) (8) 視聴覚センターの設置及び管理運営 (9) ふるさと市町村圏計画に基づく振興整備	(849-2201) 武雄市北方町大字志久1557-1 (0954) 36-4570 F (0954) 36-4571
------------------------------	-----------	---	---	--

(第2次産業振興)

杵島工業用 水道企業団 (418323)	S47. 11. 14	武雄市 大町町 江北町	工業用水道事業の設置及び経営	(849-0201) 佐賀市久保田町大字徳万1885 (0952) 68-4179 F (0952) 68-4441
有田磁石場組合 (418293)	M22. 4. 1	伊万里市 有田町	磁石場の維持運営及び採石事業	(849-4153) 西松浦郡有田町立部乙2202 (0955) 46-2500 F (0955) 46-2100

(厚生福祉)

伊万里・有田地区 医療福祉組合 (418340)	S48. 10. 20	伊万里市 有田町	(1) 特別養護老人ホームの設置及び管理運営 (2) 病院の設置及び管理運営	(849-4193) 西松浦郡有田町二ノ瀬甲860 (0955) 46-2121 F (0955) 46-2123
鳥栖地区広域 市町村圏組合 (418412)	S52. 4. 1	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町	介護保険事業	(841-0037) 鳥栖市本町三丁目1494-1 (0942) 85-3637 F (0942) 85-2084
多久小域医療組合 (418668)	R3. 8. 19	多久市 小城市	病院の設置及び管理運営	(846-8501) 多久市北多久町大字小侍7-1 (0952) 20-0362 F (0952) 75-2110

(環境衛生)

佐賀東部水道企業団 (418374)	S50. 4. 1	佐賀市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町	水道用水供給事業、水道事業	(849-0914) 佐賀市兵庫町大字西潤1960-4 (0952) 30-6151 F (0952) 30-6154
佐賀西部広域 水道企業団 (418480)	S61. 4. 1	佐賀市 武雄市 嬉野市 江北町 白石町	水道用水供給事業、水道事業	(849-0201) 佐賀市久保田町大字徳万1869 (0952) 68-3181 F (0952) 68-3583
天山地区共同衛生 処理場組合 (418129)	S39. 3. 3	佐賀市 多久市 小城市	し尿の終末処理、処理の計画、衛生処理施設の建設及び維持管理	(849-0306) 小城市牛津町勝861 (0952) 66-0434 F (0952) 66-5238
杵島地区衛生 処理場組合 (418137)	S39. 3. 26	大町町 江北町 白石町	し尿の終末処理、処理の計画、衛生処理施設の建設及び維持管理	(849-2102) 杵島郡大町町大字福母1801-29 (0952) 82-2460 F (0952) 82-3128
鹿島・藤津地区 衛生施設組合 (418145)	S40. 3. 30	鹿島市 嬉野市 太良町	し尿の終末処理、処理の計画、衛生処理施設の建設及び維持管理	(849-1304) 鹿島市大字中村641-1 (0954) 62-2654 F (0954) 63-9145

(1 8) 一部事務組合の状況 (つづき) (R5. 4. 1時点)

組合の名称 (団体コード)	設 置 年月日	構成団体名	共同処理する主な事務	(郵便番号) 事 務 所 の 位 置 電話番号 F A X番号
天山地区共同 斎場組合 (418331)	S47. 12. 12	佐賀市 多久市 小城市	(1) 斎場の設置及び管理 (2) 霊柩自動車運送事業経営	(846-0012) 多久市東多久町大字別府2949-743 (0952)76-2657 F (0952)76-2761
脊振共同塵芥 処理組合 (418404)	S51. 12. 25	佐賀市 神埼市 吉野ヶ里町	塵芥処理施設の設置、管理及び経営並びに 収集	(842-0202) 神埼市脊振町鹿路3362-1 (0952)51-9010 F (0952)51-9012
伊万里・有田地区 衛生組合 (418510)	H2. 4. 1	伊万里市 有田町	(1) し尿等処理施設の設置及び管理運営 (2) 火葬場の設置及び管理運営	(848-0031) 伊万里市三里町八谷棚627番地3 (0955)23-7170 F (0955)23-7170
三養基西部 葬祭組合 (418536)	H5. 11. 26	上峰町 みやき町	火葬場の設置及び管理運営	(840-1105) 三養基郡みやき町大字寄人910番地1 (0942)96-3075 F (0942)96-3095
三神地区環境 事務組合 (418579)	H11. 3. 1	佐賀市 吉野ヶ里町 上峰町 神埼市 基山町 みやき町	汚泥再生処理施設の設置及び管理運営	(842-0062) 神埼市千代田町柳島1290番地 (0952)34-6555 F (0952)34-6551
鳥栖・三養基西部 環境施設組合 (418587)	H13. 5. 23	鳥栖市 上峰町 みやき町	ごみ処理施設の設置及び管理運営	(849-0102) 三養基郡みやき町大字養原4372 (0942)94-9313 F (0942)94-5310
佐賀県西部広域 環境組合 (418617)	H19. 7. 1	伊万里市 鹿島市 有田町 江北町 太良町 武雄市 嬉野市 大町町 白石町	ごみ処理施設の設置及び管理運営	(849-5263) 伊万里市松浦町山形5092-4 (0955)26-2353 F (0955)26-2354
天山地区共同 環境組合 (418633)	H26. 10. 1	多久市 小城市	ごみ処理施設の設置及び管理運営	(846-0002) 多久市北多久町大字小侍4644-29 (0952)37-6588 F (0952)37-6586
神埼市・吉野ヶ里町 葬祭組合 (418641)	H28. 12. 1	神埼市 吉野ヶ里町	火葬施設の設置及び管理運営	(842-0121) 神埼市神埼町志波屋2661-43 (0952)97-7530 F (0952)97-7539
佐賀県東部 環境施設組合 (418650)	H29. 11. 1	鳥栖市 神埼市 吉野ヶ里町 上峰町 みやき町	ごみ処理施設の設置及び管理運営	総務係・事業1係 (841-0046) 鳥栖市真木町10 (0942)87-5379 F (0942)87-5380 事業2係 (849-0102) 三養基郡みやき町大字養原4432 (0942)81-8845

(防 災)

鳥栖・三養基地区 消防事務組合 (418315)	S47. 10. 1	鳥栖市 基山町 上峰町 みやき町	消防事務 (非常備消防並びに消防用水の設 置及び維持管理に関する事務を除く)	(841-0037) 鳥栖市本町三丁目1488-1 (0942)85-0119 F (0942)84-2397
伊万里・有田 消防組合 (418625)	H26. 4. 1	伊万里市 有田町	消防事務 (消防団及び水利施設に関する 事務を除く)	(848-0027) 伊万里市立花町1355-3 (0955)23-2116 F (0955)23-1120

(そ の 他)

佐賀県競馬組合 (418277)	S47. 4. 1	佐賀県 鳥栖市	競馬法の規定に基づく地方競馬の実施	(841-0073) 鳥栖市江島町西谷3256-228 (0942)83-4538 F (0942)83-8466
佐賀県市町総合 事務組合 (418609)	H19. 4. 1	県内全市町 23一部事務組合 佐賀中部広域連合 佐賀後期高齢者医療広域連合	(1) 常勤職員の退職手当の支給等 (2) 非常勤消防団員等に係る公務災害補償 (3) 市町の議会議員及び非常勤職員に 係る公務災害補償等 (4) 交通事故による見舞金給付 (5) 佐賀県市町会館の管理及び運営	(840-0832) 佐賀市堀川町1-1 (0952)25-0353 F (0952)24-9740

③県外にまたがる一部事務組合

(環境衛生)

筑紫野・小郡・基山 清掃施設組合 (409375)	S56. 4. 11	(佐賀県) 基山町 (福岡県) 筑紫野市 小郡市	ごみ処理	(818-0024) 筑紫野市大字原田1389 (092)926-5300 F (092)926-3587
---------------------------------	------------	--------------------------------------	------	--

(1 9) 協議会の状況 (R5. 4. 1時点)

協議会の名称	設 置 年月日	構成団体名	共同処理する事務	事 務 所
陽だまりの丘公園協議会	H17. 3. 1	小城市 江北町	陽だまりの丘公園振興整備計画の 策定維持管理、連絡調整	小城市役所又は江北町役場 (2年交代)
佐賀東部緩衝緑地等 維持管理協議会	H18. 3. 1	吉野ヶ里町 上峰町	佐賀東部緩衝緑地及びこれに隣接 する公園緑地等の維持管理	吉野ヶ里町役場 又は上峰町役場 (2年交代)

(2 0) 機関の共同設置 (R5. 4. 1時点)

機関の名称	設置年月日	構 成 団 体 名	共 同 処 理 す る 事 務	事 務 所
伊万里・有田地区 介護認定審査会	H18. 3. 1	伊万里市 有田町	介護保険法に定める要介護等の認定 に係る審査判定業務	伊万里市役所
伊万里・有田地区 障害支援区分 認定審査会	H18. 7. 1	伊万里市 有田町	障害者総合支援法に定める障害支援 区分の認定に係る審査判定事務	伊万里市役所
鳥栖・三養基地区 障害支援区分 認定審査会	H18. 7. 1	鳥栖市 みやき町 基山町 上峰町	障害者総合支援法に定める障害支援 区分の認定に係る審査判定事務	鳥栖市役所

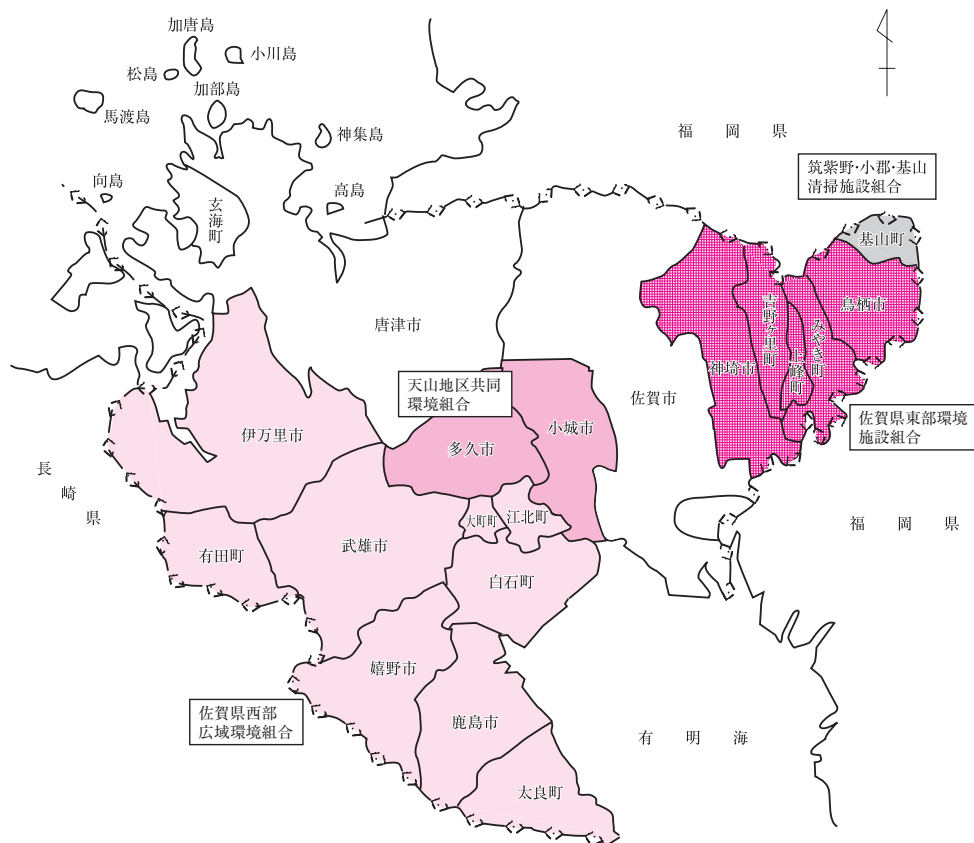
(2 1) 事務の委託 (R5. 4. 1時点)

共同処理する事務の内容	委託団体	受託団体
公平委員会事務	佐賀市・唐津市・伊万里市を除く17市町 24一部事務組合・広域連合	佐賀県
行政不服審査会事務	佐賀市を除く19市町 27一部事務組合・広域連合	佐賀県
上場地域農業開発事業に係る事務	玄海町	唐津市
介護保険の要介護認定に係る事務	玄海町	唐津市
障害支援区分審査判定事務	玄海町	唐津市
休日救急医療に係る事務	基山町	鳥栖市
在宅当番医制事業に係る補助事務	吉野ヶ里町	神崎市
公共下水道事業 (久保田浄化センターに係る事務)	佐賀市	小城市
ごみ処理業務に係る事務	玄海町	唐津市
唐津北部衛生処理センター管理運営受託事務	玄海町	唐津市
肥前畜場の運営管理に係る事務	玄海町	唐津市
消防に係る事務	玄海町	唐津市
高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務	佐賀中部広域連合	佐賀市
高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務	佐賀中部広域連合	多久市
高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務	佐賀中部広域連合	吉野ヶ里町
高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務	杵藤地区広域市町村圏組合	嬉野市
高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務	杵藤地区広域市町村圏組合	武雄市
モーターボート競走施行に伴う場間場外発売業務	唐津市	全国28地方公共団体 (滋賀県ほか)
モーターボート競走施行に伴う場間場外発売業務	全国29地方公共団体 (滋賀県ほか)	唐津市
学齢児童・生徒の教育事務 (嬉野市立大野原中学校)	長崎県東彼杵町	嬉野市
城原金立揚水機場の維持管理に係る事務	佐賀市	神崎市
国営筑後川下流白石平野事業造成施設に係る基幹水 利施設管理事業の事務の管理及び執行	佐賀市・小城市・多久市 武雄市・大町町・江北町	白石町

令和6年4月1日現在

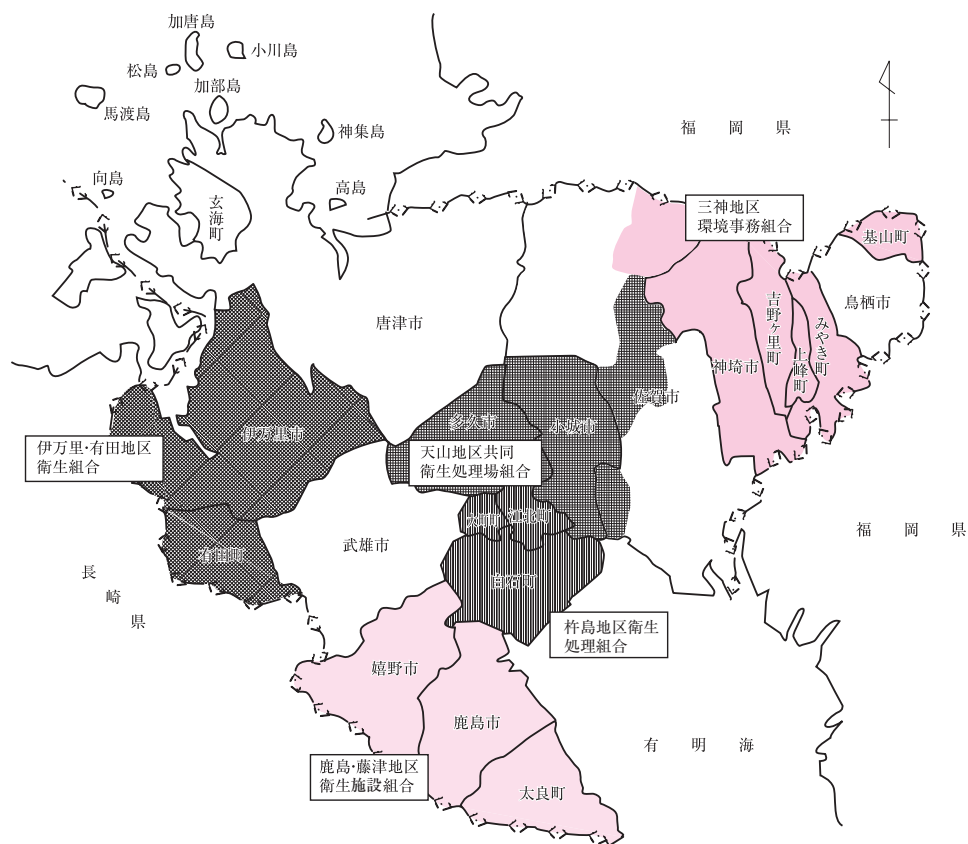
— 121 —

(23) ごみ共同処理



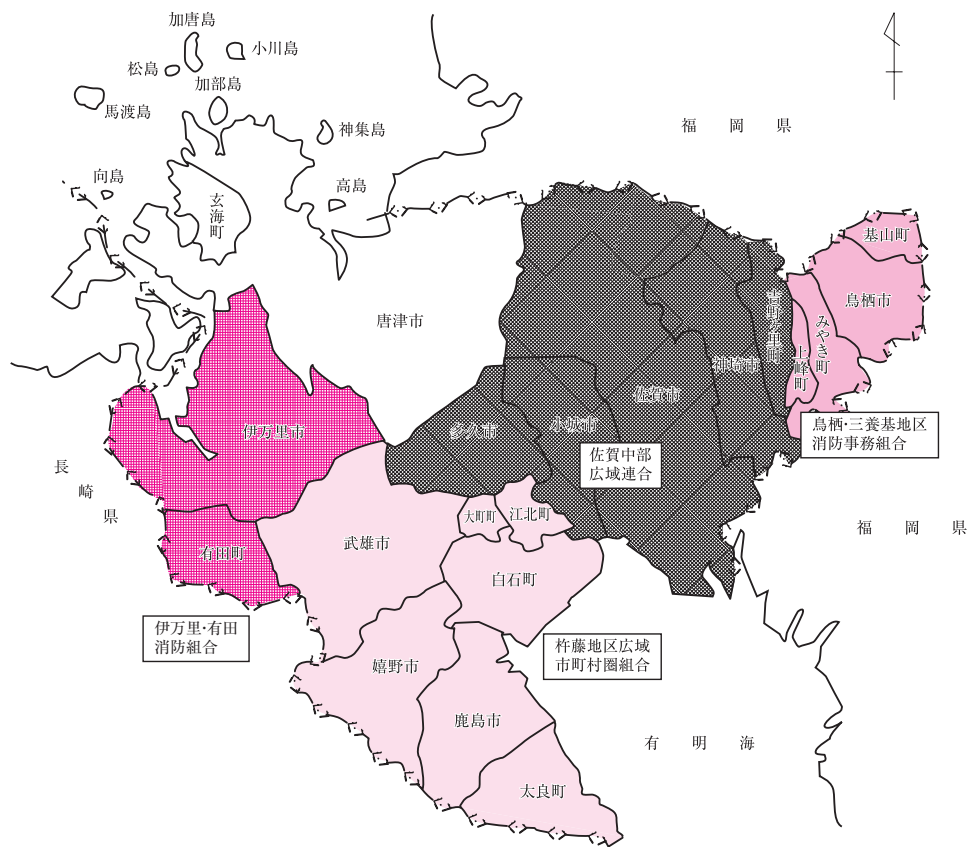
名 称	構 成 団 体	名 称	構 成 団 体
筑紫野・小郡・基山 清 掃 施 設 組 合	基山町 (福岡県) 筑紫野市、小郡市 (2市1町)	佐 賀 県 西 部 広 域 環 境 組 合	伊万里市、武雄市、鹿島市、嬉野市 有田町、大町町、江北町、白石町、太良町 (4市5町)
天 山 地 区 共 同 環 境 組 合	多久市、小城市 (2市)	佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合	島栖市、神埼市、吉野ヶ里町 上峰町、みやき町 (2市3町)

(24) し尿共同処理



名 称	構 成 団 体	名 称	構 成 団 体
天山地区共同衛生処理場組合	佐賀市、多久市、小城市 (3市)	伊万里・有田地区衛生組合	伊万里市、有田町 (1市1町)
杵島地区衛生処理組合	大町町、江北町、白石町 (3町)	三神地区環境事務組合	佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町 (2市4町)
鹿島・藤津地区衛生施設組合	鹿島市、嬉野市、太良町 (2市1町)		

(25)消防事務



名 称	構 成 団 体	名 称	構 成 団 体
佐 賀 中 部 広 域 連 合	佐賀市、多久市、小城市、神埼市 吉野ヶ里町 (4市1町)	伊 万 里 ・ 有 田 消 防 組 合	伊万里市、有田町 (1市1町)
鳥 栖 ・ 三 養 基 地 区 消 防 事 務 組 合	鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町 (1市3町)	杵 藤 地 区 広 域 市 町 村 圏 組 合	武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町 江北町、白石町、太良町 (3市4町)

(26)県から市町への権限移譲の状況

(令和6年4月1日現在)

法令等名	移譲した事務の主な内容	移譲市町数	佐賀市	唐津市	鳥栖市	多久市	伊万里市	武雄市	鹿島市	小城市	嬉野市	神埼市	吉野ヶ里町	基山町	上峰町	みやき町	玄海町	有田町	大町	江北町	白石町	太良町	佐賀市
1 墓地埋葬法	墓地の経営の許可(新規・廃止・変更)	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
2 鳥獣保護法	有害鳥獣の捕獲許可	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
3 漁港漁場整備法	他人の土地への立入許可	6	○	○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
4 駐車場法	路外駐車場の設置に係る届出の受理	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
5 土地区画整理法	施行区域内の建築行為の許可	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
6 人工海浜公園条例	人工海浜公園内の行為の許可	2	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	—
7 民生委員法	民生委員への費用の交付	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
8 国有財産法	境界の決定(準用河川)	17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
9 計量法	立入検査	9	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10 商工会法	合併の認可	16	○	○	—	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
11 自然公園法	国定公園内の行為の許可	3	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12 県立自然公園条例	県立自然公園内の行為の許可	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
13 不動産登記法	登記嘱託に関する事務	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
14 都市計画法	開発許可等	19	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
15 租税特別措置法	認定事務(優良宅地・優良住宅)	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
16 福祉のまちづくり条例	特定施設に関する届出の受理	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
17 特別児童扶養手当支給法	申請書等の経由事務	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
18 心身障害者扶養共済条例	各種届出等の経由事務	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
19 文化財保護法	申請書等の経由事務 申請書の受理及び発掘調査の実施、その他 必要な指示に関する事務	20 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
20 文化財保護条例	管理・修理・保存に関する助言・勧告	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
21 環境の保全と創造条例	振動・悪臭に関する事務	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
22 農地法	農地転用の許可	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
23 土地改良法	土地改良事業の認可	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
24 森林法	保安林の間伐の届出の受理	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

(26)県から市町への権限移譲の状況(つづき)

(令和6年4月1日現在)

法令等名	移譲した事務の主な内容	移譲した市町村数	佐賀市	唐津市	鳥栖市	多久市	伊万里市	武雄市	鹿島市	小城市	小野市	嬉野市	神埼市	吉野ヶ里町	基山町	上峰町	みやき町	玄海町	有田町	大町	江北町	白石町	太良町	佐賀市部広域連合
25 介護保険法	介護サービス事業者の指定	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
26 身体障害者福祉法施行令	身体障害者手帳の再交付	2	○	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27 廃棄物処理法	立入検査	1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
28 ダイオキシン対策特措法	立入検査	1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
29 大気汚染防止法	立入検査	1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
30 商工会議所法	定款変更届出の受理	3	○	—	—	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
31 屋外広告物法	違反広告物の除去・公告	2	○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
32 屋外広告物条例	屋外広告物の設置(変更)許可	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33 特定非営利活動促進法	特定非営利活動法人の設立認証	13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
34 児童福祉法	立入検査	3	○	○	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35 旅券法	一般旅券の発給申請書の受理と交付	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
36 地方自治法	新たに生じた土地の確認	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
37 浄化槽法	浄化槽の設置等に関する事務	1	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38 佐賀県公立学校職員条例	県費負担教職員に係る諸手当の認定事務	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39 旅券特例法	震災特別旅券の交付に関する事務	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
40 母子父子寡婦福祉法	申請書類等の経由	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
41 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	精神通院医療の申請に係る所得状況の確認に関する事務	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
42 児童手当法	県費負担教職員に係る児童手当の認定事務	20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市 町 別 件 数			31	24	22	20	25	22	22	21	20	22	23	23	22	23	23	20	22	19	23	23	23	1

○ = 事務処理特例条例等により移譲している事務処理権限

— = 法定移譲している事務処理権限・移譲対象外の事務処理権限

(27) 土地開発公社の状況

(令和6年4月1日現在)

公社名	所 在 地	電 話 番 号	設 立 団 体 名	設立年月日
		F A X 番 号		
佐賀市土地開発公社	佐賀市栄町1番1号 (佐賀市役所内)	(0952)25-5041	佐賀市	S43.2.2
		(0952)40-7376		
唐津市土地開発公社	唐津市西城内1番1号 (唐津市役所内)	(0955)72-9166	唐津市	S49.4.10
		(0955)72-9180		
鳥栖市土地開発公社	鳥栖市宿町1118番地 (鳥栖市役所内)	(0942)85-3516	鳥栖市	S48.6.1
		(0942)82-1994		
多久市土地開発公社	多久市北多久町大字小侍7番地1 (多久市役所内)	(0952)75-8020	多久市	H3.2.25
		(0952)75-2518		
伊万里市土地開発公社	伊万里市立花町1355番地1 (伊万里市役所内)	(0955)23-2478	伊万里市	S48.3.31
		(0955)22-4562		
武雄市土地開発公社	武雄市武雄町大字昭和12番地10 (武雄市役所内)	(0954)27-7090	武雄市	S48.11.18
		(0954)23-3816		
鹿島市土地開発公社	鹿島市大字納富分2643番地1 (鹿島市役所内)	(0954)63-2127	鹿島市	S48.11.21
		(0954)63-2129		
嬉野市土地開発公社	嬉野市塩田町大字馬場下甲1769番地 (嬉野市役所内)	(0954)66-9117	嬉野市	S41.5.11
		(0954)66-3119		
神埼地区土地開発公社	神埼市神埼町鶴3542番地1 (神埼市役所内)	(0952)52-1111	(設立団体)神埼市	S56.3.27
		(0952)52-1120	(出資団体)吉野ヶ里町	
基山町土地開発公社	三養基郡基山町大字宮浦666番地 (基山町役場内)	(0942)92-2011	基山町	S48.4.2
		(0942)92-2084		
三養基西部土地開発公社	三養基郡みやき町大字東尾737番地5 (みやき町役場内)	(0942)96-5526	上峰町、みやき町	S48.12.1
		(0942)96-5530		
有田町土地開発公社	西松浦郡有田町立部乙2202番地 (有田町役場内)	(0955)46-2111	有田町	S51.11.19
		(0955)46-2100		
江北町土地開発公社	杵島郡江北町大字山口1651番地1 (江北町役場内)	(0952)86-2111	江北町	H4.6.4
		(0952)86-2130		

(28)市町村合併の経緯

郡	市制、町村制施行時(明治22年4月1日)	
	旧 区 域	市 町 村 名
佐賀郡	水ヶ江町、東田代町、松原町、与賀町、赤松町、西田代町、柳町、紺屋町、材木町、蓮池町、下今宿町、牛島町、高木町、上芦町、中町、呉服町、東魚町、白山町、元町、寺町、唐人町、米屋町、多布施村、伊勢屋町、岸川町、長瀬町、六座町、点合町、伊勢屋本町、西魚町、道祖元町、本庄町、八戸町、屋外津、木原村ノ内自731番至732番字安住、多布施村ノ内自868番至932番字四本谷、本庄村ノ内自1330番至1377番字四本谷、新地、西精、中ノ館、鬼丸、袋村ノ内自415番至436番字大崎、牛島町ノ内自905番至1001番字寺小路、木塚名、矢矧町、田代、天神名、江湖端	佐賀市
	神野村、多布施村、大財村	神野村
	高太郎村、屋外村、相応津、鹿子村ノ内字一本杉自1980番至2193番	西与賀村
	萩野村、中原村、十五村、八戸村ノ内字扇町	嘉瀬村
	高尾村、修理田村、東西村、牛島村	古瀬村
	洩村、藤木村、瓦町村、若宮村、東高木村ノ内字西洩下分自1632番至2023番	兵庫村
	高木村、東高木村、長瀬村	高木瀬村
	江上村、木原村、光法村、新郷村	北川副村
	本庄村、鹿子村、袋村、末次村、屋外村ノ内字正里	本庄村
	八戸溝村、森田村、鍋島村、蠣久村、八戸村	鍋島村
	金立村、薬師丸村、千布村	金立村
	川久保村、上和泉村、下和泉村	久保泉村
	徳富村、大堂村、諸富津	東川副村
	寺井津、山領村、為重村	新北村
	尼寺村、久池井村	春日村
	東山田村、川上村、池上村、久留間村	川上村
	松瀬村、梅野村、神埼郡鹿路山ノ内字名尾自至4311番至5170番	松梅村
	小副川村、関屋村	小関村
小城郡	古湯村、畑瀬村、市川村、苅木村、杉山村、鎌原村、上熊川村、内野村、下熊川村、八反原村	南山村
	藤瀬村、大野村、中原村、麻那古村、上無津呂村、下無津呂村、古湯村、下合瀬村、上合瀬村、大串村、栗並村	北山村
神埼郡	三瀬村、藤原村、枉村	三瀬村
佐賀郡	大詫間村	大詫間村
	犬井道村、鹿江村	南川副村
	早津江村、早津江津、福富村	中川副村
	南里村、西古賀村、小々森村	西川副村
	久保田村、徳万村、新田村、久富村	久保田村
	下古賀村、飯盛村、田中村	東与賀村

経 過					現市町名
大正11年10月1日佐賀市に神野村を編入 (大正11年10月2日付告示346号)					佐賀市
昭和29年3月31日佐賀市に西与賀村、嘉瀬村、巨瀬村、兵庫村、高木瀬村を編入 (29.3.19日付県告示85号)					
明治32年6月6日巨瀬村に名称変更 (明治32年6月6日付告示64号)					
昭和29年10月1日佐賀市に北川副町、本庄村、鍋島村、金立村、久保泉村を編入 (29.9.24付県告示441号)		昭和30年4月1日佐賀市に神埼郡蓮池町(字用策、小鹿、小森田、柴尾を除く)を編入 (30.3.19付県告示123号)			
昭和30年3月1日東川副村、新北村合併、諸富町と改称 (30.2.21日付県告示70号)					
昭和30年4月16日春日村、川上村、松梅村合併、大和村と改称 (昭和30年3月31日付県告示141号) 昭和33年6月1日富士村大字八反原を大和村に編入 (昭和33年4月30日付県告示165号) 昭和34年1月1日町制施行(昭和33年12月13日付県告示435号)					
昭和31年9月30日佐賀郡小関村と小城郡南山村、北山村合併、富士村と改称、小城郡域を佐賀郡に編入 (昭和31年9月22日付県告示415号) 昭和41年10月1日、町制施行(昭和41年9月10日付県告示286号)					
昭和30年4月1日大詫間村、中川副村、南川副村合併、川副町と改称(昭和30年3月19日付県告示122号)					
昭和20年4月1日町制施行 (28.3.13日付県告示101号)		昭和31年9月30日川副町に西川副村を編入(昭和31年9月22日付県告示410号)			
昭和42年4月1日町制施行(昭和42年1月13日付県告示第7号)					
昭和41年10月1日町制施行(昭和41年9月10日付県告示第285号)					

※平成17年1月1日以後の廃置分合に係る告示については総務省告示を記載している

郡	市制、町村制施行時(明治22年4月1日)	
	旧 区 域	市 町 村 名
東 松 浦 郡	唐津町、東村	唐 津 町
	満島、高島	満 島 村
	唐津村、大石村、妙見浦、大島、神田村、見借村、竹木場村、唐川村、管牟田村、重河内村	唐 津 村
	唐房村、佐志村、浦村、鳩川村、枝去木村	佐 志 村
	鏡村、半田村、宇木村	鏡 村
	伊岐佐村、黒岩村、大野村、双水村、夕日村、久里村、柏崎村、中原村、原村、西原村	久 里 村
	養母田村、和多田村、千々賀村、山田村、畑島村、山本村、橋本村、名志村	鬼 塚 村
	湊村、相賀村、神集島、尾形石村、横野村、中里村	湊 村
	徳須恵村、大杉村、岸山村、稗田村、志気村、行合野村、田中村、竹有村、山彦村、下平野村、上平野村、成淵村	北 波 多 村
	浜崎村、横田上村、横田下村、東山田村、星領村ノ内字山瀬	浜 崎 村
	南山村、五反田村、岡口村、谷口村、洲上村、平原村、鳥巢村	大 村
	厳木村、広瀬村、浦川内村、中島村、牧瀬村、瀬戸木場村、波瀬村、簀木村、岩屋村、本山村、天川村、広川村、鳥越村、平之村、星領村	厳 木 村
	相知村、鷹取村、長部田村、楠村、町切村、田頭村、湯屋村、横枕村、千束村、中山村、山崎村、牟田部村、久保村、佐里村、平山上村、平山下村	相 知 村
	呼子村、大友村、小友村、殿ノ浦、加部島、小川島	呼 子 村
	名古屋村、串村、波戸村、加唐島、馬渡島	名 古 屋 村
	打上村、菖蒲浦、赤木村、石室村、丸田村、加倉村、岩野村、高野村、塩鶴村、中野村、八床村、横竹村	打 上 村
	入野村、犬頭村、星賀村、向島、納所村、鶴牧村、寺浦村、梅崎村、新木場村、上ヶ倉村、田野村、高串浦	入 野 村
	切木村、赤坂村、湯野浦村、杉野浦村、中浦村、大浦村、満越村、瓜ヶ坂村、万賀里川村、仁田野尾村、座川内村、湯野尾村、大良村、後川内村、梨川内村	切 木 村
	白木村、滝川村、木浦村、仁部村、荒川村、馬川村、池原村、藤川村	七 山 村

経 過					現市町名
大正13年1月1日唐津町に満島村を編入(大正12年12月14日付県告示615号)	昭和6年2月1日唐津町に唐津村を編入(昭和6年1月23日付県告示33号)	昭和16年11月3日唐津市に佐志町を編入(昭和16年11月4日付県告示583号)	平成17年1月1日唐津市、浜玉町、厳木町、相知町、北波多村、鎮西町、肥前町、呼子町合併、唐津市と改称(平成16年11月10日付総務省告示第861号)	平成18年1月1日唐津市に七山村を編入(平成17年11月4日付総務省告示第1258号)	唐津市
	昭和7年1月1日市制施行(昭和7年1月1日付県告示1号)				
昭和10年9月1日町制施行(昭和10年8月23日付県告示416号)					
昭和23年10月1日鏡村に久里村大字原、大字柏崎編入(昭和23年10月1日付県告示442号)	昭和29年11月1日唐津市に鏡村、久里村、鬼塚村、湊村を編入(昭和29年10月20日付県告示482号)				
昭和30年1月1日唐津市に北波多村大字大杉字白石を編入(昭和30年2月18日付県告示69号)					
昭和33年1月1日切木村を廃し、大字後川内、大字梨川内、大字大良の一部、大字赤坂の一部、大字切木の一部編入(昭和32年12月23日付県告示545号)					
大正11年7月1日町制施行(大正11年6月17日付告示243号)	昭和31年9月30日浜崎町、玉島村合併、浜崎玉島町と改称(昭和31年9月22日付県告示414号)				
昭和29年7月28日玉島村に改称(明治29年7月28日付告示161号)	昭和41年11月1日浜玉町に名称変更(昭和41年10月24日付県告示340号)				
昭和27年5月3日町制施行(昭和27年4月23日付県告示211号)					
昭和10年9月1日町制施行(昭和10年8月16日付県告示403号)					
昭和23年10月1日久里村大字伊岐佐、大字黒岩、大字大野編入(昭和23年10月1日付県告示442号)					
昭和3年8月1日町制施行(昭和3年8月1日付告示393号)					
大正11年1月1日名護屋村に改称(大正11年1月14日付告示15号)	昭和31年9月30日名護屋村、打上村合併、鎮西町と改称(昭和31年9月22日付県告示413号)				
昭和33年1月1日切木村を廃し、大字仁田野尾、大字万賀里川、大字瓜ヶ坂、大字満越、大字大浦、大字中浦、大字杉野浦、大字湯野浦、大字切木の一部、大字赤坂の一部を編入。同日肥前村と改称、即日町制施行(昭和32年12月21付県告示543号、12月23日付県告示545号、12月23日付県告示546号)					

郡		市制、町村制施行時(明治22年4月1日)	
		旧 区 域	市 町 村 名
養父郡	(明治二十九年四月一日三郡合併) 二養基郡	轟木村、藤木村、真木村、鳥栖村	轟 木 村
		宿村、立石村、山浦村、牛原村	麓 村
		江島村、儀徳村、下野村	旭 村
基肄郡		酒井東村、酒井西村、姫方村、飯田村	基 里 村
田代村、永吉村、柚比村、神辺村、萱方村		田 代 村	
小城郡		多久原村、小侍村	北 多 久 村
		別府村、納所村	東 多 久 村
		下多久村、長尾村、杵島郡山口村字花祭ノ内	南 多 久 村
		多久村	多 久 村
		板屋村	西 多 久 村
西松浦郡		伊万里町、松島搦ノ内字三本松ノ内、新田村ノ内字浜野浦ノ内	伊 万 里 町
	木須村、脇田村、松島搦、瀬戸村	牧 島 村	
	今岳村、町裏村、新田村、脇田村ノ内字陣内ノ内、松島搦ノ内字浜野浦ノ内	大 坪 村	
	大川内村	大 川 内 村	
	大黒川村、福田村、塩屋村、小黒川村、黒塩村、椿原村、清水村、横野村、立目村、牟田村、花房村、畑川内村、長尾村、真手野村	黒 川 村	
	大川野村、山口村、東田代村、川原村、川西村、駒鳴村、立川村	大 川 村	
	畑津村、辻村、馬蛤潟新田、内野村、煤屋村、中山村、井野尾村、筒井村、板木村、主屋村、津留村、田代村、木場村	大 缶 村	
	井手野村、高瀬村、大曲村、古里村、重橋村、谷口村、水留村、大川原村、古川村、小麦原村、府招村、笠椎村、原屋敷村	南 波 多 村	
	山形村、中野原村、桃川村、堤川村	松 浦 村	
	大里村、中里村、八谷搦	二 里 村	
	里村、東大久保村、浦川内村、大久保村、脇野村、天神村、長浜村、日尾村、滝川内村、川内野村	東 山 代 村	
	久原村、峯村、楠久村、楠久津、福川内津、城村、立岩村、東分村、西分村、西大久保村	西 山 代 村	

経 過		現市町名
明治40年3月19日町制施行 鳥栖町と改称 (明治40年3月19日付県告示79号)	昭和29年4月1日鳥栖町、麓村、旭村、基里村、田代町合併、鳥栖市と改称 (昭和29年3月19日付県告示86号) 昭和34年5月1日鳥栖市に三養基郡基山町大字長野字会田の一部編入 (昭和34年4月6日付県告示135号)	鳥栖市
昭和11年2月11日町制施行 (昭和11年2月14日付県告示77号)		
昭和24年4月1日町制施行 (昭和24年4月2日付県告示110号)		
	昭和29年5月1日北多久町、東多久村、南多久村、多久村、西多久村合併、多久市と改称(昭和29年3月30日付県告示105号) 昭和30年1月1日多久市に小城町大字池上字上石原648番より660番まで、668番及び字下石原666番より1720番までを編入 (昭和29年2月13日付県告示576号)	多久市
昭和3年12年10日伊万里町に牧島村を編入(昭和3年12月10日付県告示584号)	昭和18年12月8日伊万里町に大坪村、大川内村を編入(昭和18年12月8日付県告示612号) 昭和25年9月5日伊万里町に山代町大字楠久字釘島6789番地の1～2を編入(昭和25年9月11日付県告示469号)	伊万里市
明治34年2月16日波多津村と改称 (明治34年2月16日県告示35号)		
昭和11年4月1日町制施行山代町と改称 (昭和11年4月7日県告示204号)		
	昭和29年4月1日伊万里町、黒川村、波多津村、南波多村、大川村、松浦村、二里村、東山代村、山代町合併、伊万里市と改称 (昭和29年3月19日付県告示83号)	

郡	市制、町村制施行時(明治22年4月1日)	
	旧 区 域	市 町 村 名
杵 島 郡	武雄村ノ内字柄崎、下西山ノ内字竹下、北ノ浦、富岡村ノ内字富岡、字八並	武 雄 町
	武雄村、富岡村永島ノ内字永島、字花島、字溝ノ上	武 雄 村
	甘久村、中野村、片白村ノ内字二俣、蘆原村ノ内字射場ノ元	朝 日 村
	川古村、本部村、西松浦郡桃川村ノ内字下朝追長谷ノ内	若 木 村
	三間坂村、真手野村	武 内 村
	小田志村、神六村	西 川 登 村
	永野村、袴野村	東 川 登 村
	大日村、片白村、永島村、蘆原村ノ内字成瀬	橘 村
	宮野村、大野村	住 吉 村
	鳥海村、犬走村、三間坂村ノ内字三間坂	中 通 村
	大渡村、蘆原村	橘 下 村
	大崎村、志久村	北 方 村
藤 津 郡	高津原村、重ノ木村、納富分村	南 鹿 島 村
	中村、常広村、井手村、森村	北 鹿 島 村
	八本木村	八 本 木 村
	山浦村、三河内村	能 古 見 村
	古枝村	古 枝 村
	音成村、飯田村	七 浦 村
小 城 郡	小城町	小 城 町
	池上ヶ里、栗原ヶ里、船田ヶ里	三 里 村
	春気村、畑田ヶ里	晴 田 村
	岩蔵村、松尾村	岩 松 村
	三ヶ島ヶ里、長神田ヶ里、織島ヶ里、道辺ヶ里、堀江村、樋口ヶ里、金田ヶ里、久米ヶ里、石木ヶ里、甲柳原ヶ里	三 日 月 村
	牛津町、柿樋瀬村、勝ヶ里、乙柳ヶ里	牛 津 村
	上砥川村、下砥川村	砥 川 村
	三王崎村、浜枝川村、永田村、道免村、下古賀村、芦溝村	芦 刈 村

経 過		現市町名
明治33年6月7日武雄町に武雄村を編入 (明治33年6月7日付県告示146号) 昭和29年4月1日武雄町、朝日村、若木村、武内村、西川登村、東川登村、橋村合併、武雄市と改称 (昭和29年3月19日付県告示88号)	平成18年3月1日武雄市、山内町、北方町合併、武雄市と改称 (平成17年11月4日付総務省告示第1260号)	武雄市
昭和29年4月1日住吉村、中通村合併、山内村と改称(昭和29年3月19日付県告示87号) 昭和30年3月1日山内村に武雄市武内町字白川内及び字井上を編入(昭和30年2月21日付県告示71号) 昭和35年9月1日町制施行(昭和35年8月3日付県告示241号)		
昭和31年4月1日北方町に橋下村の一部(大字大渡の一部、大字芦原)を編入 (昭和31年3月17日付県告示79号)		
昭和19年4月29日町制施行 (昭和27年版県統計書)		
大正1年12月1日町制施行鹿島町と改称(昭和27年度県統計書) 大正1年12月1日鹿島村と改称(昭和27年度県統計書) 大正7年8月3日町制施行浜町と改称 (大正7年8月3日付告示446号)	昭和29年4月1日鹿島町、鹿島村、浜町、能古見村、古枝村合併、鹿島市と改称 (昭和29年3月19日付県告示84号)	鹿島市
	昭和30年3月1日鹿島市に七浦村(大字飯田の一部を除く)を編入 (昭和38年2月21日付県告示72号)	
昭和7年4月1日小城市、三里村、晴田村、岩松村合併、小城市と改称 (昭和7年3月23日付県告示128号) 昭和30年1月1日小城市に多久市東多久町大字別府字矢現袋6800番の1より6822番地の2までを編入 (昭和29年12月13日付県告示576号)	平成17年3月1日小城市、三日月町、牛津町、芦刈町合併、小城市に改称 (平成16年7月22日付総務省告示第607号)	小城市
昭和44年1月1日町制施行(昭和43年12月25日付県告示456号)		
明治27年4月24日町制施行 (明治27年4月24日付告示64号) 昭和31年9月30日牛津町、砥川村合併 (江口、正徳2部落を除く)、牛津町と改称 (昭和31年9月22日付県告示411号)		
昭和42年4月1日町制施行(昭和42年1月13日付県告示第8号)		

郡	市制、町村制施行時(明治22年4月1日)	
	旧 区 域	市 町 村 名
藤津郡	五町田村、真崎村、谷所村	五 町 田 村
	久間村	久 間 村
	馬場下村、大草野村	塩 田 村
	下宿村、不動山村	西 嬉 野 村
	下野村、岩屋川内村	東 嬉 野 村
	吉田村	吉 田 村
神埼郡	神埼宿、本堀村、田道ヶ里、永歌村、本告牟田村ノ内枝ヶ里自毫本松至五本松、西小津ヶ里自六本松至七本松	神 埼 村
	横武村、姉川村、本告牟田村、竹村、尾崎村	西 郷 村
	的村、志波屋村、鶴村、城原村	仁 比 山 村
	直島村、姉村、黒井村、嘉納村、詫田村、下板村	城 田 村
	境原村、餘江村、下西村	境 野 村
	蓮池村、見島村、小松村、古賀村	蓮 池 村
	渡瀬村、崎村、迎島村、柳島村	千 歳 村
	広滝村、腹巻村、鹿路村	脊 振 村
	吉田村、田手村、箱川村、豆田村	三 田 川 村
	大曲村、石動村、三津村、松隈村	東 脊 振 村
基肄郡	宮浦村、園部村、小倉村、長野村	基 山 村
三根郡	坊所村、前牟田村、堤村、江迎村	上 峰 村
養父郡	簗原村、原古賀村	中 原 村
	東尾村、中津隈村、江口村、白壁村	北 茂 安 村
三根郡	市武村、寄人村、東津村	三 川 村
	西島村、坂口村、天建寺村	南 茂 安 村
東松浦郡	小加倉村、有浦下村、有浦上村、長倉村、諸浦村、新田村、轟木村、牟形村、大串新田	有 浦 村
	今村、値賀川内村、普恩寺村、平尾村、浜野浦村、大藺村、石田村、仮屋村	値 賀 村

経 過			現市町名
昭和31年4月1日五町田村に嬉野町吉田の一部を編入 (昭和31年3月17日付県告示78号)	昭和31年9月1日五反田村、久間村、塩田町合併、塩田町と改称 (昭和31年8月24日付県告示349号)	平成18年1月1日塩田町と嬉野町合併、嬉野市と改称 (平成17年11月4日付総務省告示第1259号)	嬉野市
昭和30年11月1日久間村に有明村大字深浦の一部を編入 (昭和30年10月19日付県告示475号)			
大正7年10月5日町制施行 (大正7年10月5日付告示563号)			
昭和4年4月22日町制施行嬉野町と改称 (昭和4年4月25日付県告示214号)			
	昭和8年4月1日嬉野町に東嬉野村を編入 (昭和8年3月31日付県告示141号)	昭和30年4月1日嬉野町、吉田村合併、嬉野町と改称 (昭和30年3月19日付県告示127号) 昭和38年4月1日嬉野町に塩田町大字大草野の一部を編入 (昭和38年3月18日付県告示93号)	
明治26年7月1日 町制施行 昭和30年3月31日神埼町、西郷村、仁比山村合併、神埼町と改称 (昭和30年3月19日付県告示121号)			神埼市
昭和30年4月1日城田村、境野村、千歳村、蓮池町(大字古賀字小鹿、字用作、字小森田、字柴尾)合併、千代田と改称(昭和30年3月19日付県告示123号) 昭和40年4月1日町制施行(昭和40年3月16日付県告示68号)			
昭和10年11月3日町制施行 (昭和10年11月2日付県告示574号)			
昭和40年4月1日町制施行(昭和40年3月16日付県告示71号)			吉野ヶ里町
昭和14年1月1日町制施行(昭和13年12月20日付県告示659号)			基山町
平成元年11月1日町制施行			上峰町
昭和46年4月1日町制施行(昭和46年3月22日付県告示129号)	平成17年3月1日中原町、北茂安町、三根町合併、みやき町と改称 (平成16年11月10日付総務省告示第862号)		みやき町
昭和40年4月1日町制施行(昭和40年3月16日付県告示70号)			
昭和30年4月1日南茂安村、三川村合併、三根町と改称 (昭和30年3月19日付県告示124号) 昭和36年4月1日三根村に三田川村大字箱川字南ヶ里を編入 (昭和36年1月11日付県告示8号) 昭和37年5月1日町制施行(昭和37年4月9日付県告示90号)			
昭和31年9月30日有浦村、値賀村合併、玄海町と改称 (昭和31年9月22日付県告示412号) 昭和32年12月31日玄海町に切木村の一部大字湯野尾、大字座川内、大字大良の一部を編入 (昭和32年12月23日付県告示544号)			玄海町

郡	市制、町村制施行時(明治22年4月1日)	
	旧 区 域	市 町 村 名
西松浦郡	有田皿山	有 田 町
	新村	新 村
	曲川村	曲 川 村
	大木村、山谷村	大 山 村
杵島郡	大町村、福母村	大 町 村
	上小田村、下小田村	小 田 村
	山口村、八丁村	山 口 村
	佐留志村、惣領分村	佐 留 志 村
	堤村、馬洗村、湯崎村	須 古 村
	東郷村、今泉村、廿治村、福地村ノ内字大戸分ノ内	六 角 村
	福田村、福吉村、廿治村ノ内字南廿治、北廿治	福 治 村
	築切村、遠江村	北 有 明 村
	戸ヶ里村、辺田村、田野上村	錦 江 村
	深浦村、坂田村	龍 王 村
	牛屋村、横手村	南 有 明 村
	福富村、福富下分村	福 富 村
藤津郡	多良村、糸岐村	多 良 村
	大浦村	大 浦 村

経 過		現市町名
昭和29年4月1日有田町、東有田町合併、有田町と改称 (昭和29年3月20日付県告示89号) 昭和31年1月1日有田町に西有田村曲川の一部を編入(昭和30年12月19日付県告示555号)		有田町
明治28年11月13日有田村に改称 (明治28年11月13日付県告示136号)	昭和22年1月1日町制施行、東有田町と改称(昭和21年12月24日県告示493号)	
昭和30年4月1日大山村、曲川村合併、西有田村と改称 (昭和30年3月19日付県告示125号) 昭和40年4月1日町制施行(昭和40年3月16日付県告示69号)		
昭和11年1月1日町制施行(昭和10年12月27日付県告示689号)		
		大町町
昭和7年4月1日小田村、山口村、佐留志村合併、江北村と改称 (昭和7年3月23日付県告示129号) 昭和27年4月1日町制施行(昭和27年3月22日付県告示139号) 昭和31年9月30日江北町に砥川村(江口、正徳両部落)編入(昭和31年9月22日付県告示411号)		江北町
昭和30年7月20日付白石町、六角村、須古村合併、白石町と改称 (昭和30年7月14日付県告示327号) 昭和31年7月1日白石町に北有明村を編入(昭和31年6月1日付県告示214号) 昭和31年9月1日白石町に有明村大字横手を編入(昭和31年8月24日付県告示350号) 昭和31年4月1日白石町に橋下村の一部を編入(昭和31年3月17日付県告示79号)		白石町
昭和11年4月1日町制施行白石町と改称(昭和11年4月1日付県告示192号)		
昭和30年4月1日錦江村、龍王村合併、有明村と改称 (昭和30年3月19日付県告示126号)	昭和30年9月30日有明村、南有明村合併、有明村と改称 (昭和30年9月23日付県告示441号) 昭和37年10月1日町制施行 (昭和37年8月11日付県告示236号)	
昭和42年4月1日町制施行(昭和42年1月13日付県告示9号)		
昭和28年4月1日町制施行 (昭和28年3月13日付県告示102号)	昭和30年2月11日多良町、大浦村合併、太良町と改称 (昭和30年2月1日付県告示30号) 昭和30年3月1日太良町に七浦村大字飯田の一部を編入 (昭和30年2月21日付県告示72号)	太良町